

官報

号外 昭和四十八年九月十日

○第七十二回 参議院會議録第三十二号

昭和四十八年九月十日(月曜日)
午前十時三十分開議

○議事日程 第三十五号

昭和四十八年九月十日
午前十時開議

第一 緊急質問の件

第一 屋外広告物法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院回付)

第三 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより會議を開きます。

日程第一 緊急質問の件

山崎竜男君、田英夫君、白木義一郎君、木島則夫君、渡辺武君から、それぞれ金大中氏事件に関する緊急質問が提出されております。

これらの緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。順次発言を許します。山崎竜男君。

〔山崎竜男君登壇、拍手〕

○山崎竜男君 私は、自由民主党を代表して、現在大きな外交、政治問題になっております金大中

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号

緊急質問の件

氏拉致事件について、總理並びに關係大臣に若干の質問を行なうものであります。

申すまでもなく、法治国としてわが国ほど個人の尊厳と自由が守られている国はありません。かかるわが国において、去る八月八日、前韓国大統領候補金大中氏が、白昼堂々と国外に連れ去られた、さらに、これが公権力による侵犯のおそれを生ずる論議にまで発展したことは、日韓両国にとっても、また国際的にも不幸な事件であり、まことに遺憾に思ふものであります。

今日この事件をめぐり、野党その他において、いたずらに感情に走ったと思われるような過熱した論議がなされ、また、金氏救出の大義名分を掲げ、事件をイデオロギー的に利用して、政府の対韓政策の転換を迫ろうとするのがときどきは、韓国を硬化させるばかりでなく、わが国民に対して、もいたずらに不安と動揺を与えていることは、この重大な国際問題の処理に冷静さを忘れた軽率な言動と言わなければなりません。特に韓国とわが国は一衣帯水の友好国であり、いやくも感情的に軽々しく取り扱うべきではないと考えます。

そこで第一に、わが国における出入国に關しての治安、管理取り締まり体制について法務大臣にお尋ねをいたします。

金大中氏の拉致、国外移送は、それがたまたま韓国の有力者であつたがゆゑに発覚し、国際問題にまで発展したものでないかと考えます。言いかえれば、密出入国について、金大中事件は氷山の一角ではないかという疑問を持つものであります。

また、わがほうの独自の捜査によつて、金書記官がこの事件に介入していた疑いが持たれ、新たな段階を迎えたのであります。犯行の容疑者の一人と目され、また韓国政府機關の關係者として、韓国と公権力の關係が論議を呼んでいるのであります。また、事件の解決のポイントは、何よりもまず容疑者や被害者を来日させることとあります。ところが、韓国政府は、後宮大使との會談を通じて、これに強い難色を示しているといわれますが、外務大臣は、わが国捜査當局の要請にこたへるため、この困難な局面をどのように打開するおつもりかについてお尋ねし、あわせてしんぼう強い外交努力を期待するものであります。

第三に、今回の事件が国の主權侵害ではないか

す。事実、私は昨年国外に旅行した際、旅先でスパイとして密入国し破壊活動中警察に逮捕されたというその本人と對話する機会を得たのであります。その話の中で、彼は、かつて日本にも夜陰に乘じてゴムボートで日本海海岸に上陸し、数カ月間日本国内に滞在して特訓を受けてから出入国についてかかると言ふことがまかり通つておるとすれば、まことに信じがたいことであります。治安及び出入国管理取り締まり体制はどのようなことになっておりますか。今回の不幸な金大中氏拉致事件に類する事件を、今後再発させないためにも、また国民の不安を一掃するためにも、治安当局に嚴重な取り締まりを要望いたします。

第二に、金大中氏の再来日と、金東雲書記官の出頭要請について外務大臣にお伺いいたします。この事件の解決をはかるには、何よりもまず真相を究明することにあります。事実究明の第一歩は、事実關係のかぎを握っている金大中氏が無条件で再来日し、事件の原状を回復させることとあります。すなわち八月八日の事件発生直前の状態に復帰させなければなりません。韓国との交渉の経過並びに再来日のめどはどうでありますか。

という論議についてお伺いいたします。

申すまでもなく、主權の侵害とは、一国の領域内で他国の公権力が承諾もなく行使されることと理解しております。今回の事件で、韓国の公権力によつて日本の主權が侵されたかと断定する論議が野党その他において主張されております。私は、事件の全貌が判明していない今日の段階で、あたかも主權侵害があることを前提とした論議にはくみし得ないものであります。大使館員である金書記官の犯行と韓国政府の責任問題、さらには主權侵犯との関連については、目下捜査が進行中であります。金書記官が韓国政府の指示に基づいて権力を行使したものであるかどうかの關係の解明は全くなされてないものであります。国家主權の侵害かいはなは、この事實關係が明らかになつてから判断すべきであると思ふのであります。總理の御所見を承りたいと思ひます。

次に、日韓關係會議及び經濟援助についてであります。

これまでわが国は、日韓國交正常化以來、韓国の民生安定と經濟發展に協力してきたのであります。不幸にして今日の事件が発生し、予定されていた日韓定期關係會議は延期のやむなきに至りました。政府は、この開催時期についてどのような見通しを持つておられるか、また、今後の經濟援助をどのように考えておられるか、外務大臣にお尋ねをいたします。

さて、今度の事件に対する政府の基本姿勢についてであります。

それは、言うまでもなく、この事件によつて、わが国と大韓民國との友好關係がそこなわれることのないよう外交努力を重ねることであり、兩國國民の理解のもとに、不幸な事件を克服することにあると考えます。日韓兩國は、長い歴史のきずなで結ばれた最も近い隣國同士であり、わが国の經濟、外交、國防の上からも密接不可分の關係にあります。しかもその歴史にはぬぐいがたい暗い足跡を宿しており、李承晩政權の時代にもきびし

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号 緊急質問の件

八五六

い関係が続きましたが、諸先輩の御努力が日韓条約の締結として実を結び、今日の日韓関係は、さまざまな苦難を乗り越えて築かれた貴重な友好、善隣関係であります。こうした歴史の経過、現実の姿に思いをいたすとき、私は、日韓関係がこの事件によって砂上の楼閣のごとき危殆に瀕していることを深く憂えるものであります。念のため申し上げておきますが、私は、政府に対し、今回の事件に限りこれを特別扱いにして、わが国の主権をないがしろにしる主張しているものではないと断言させていただきます。ただすべきは堂々とただすのがわが国政府の努力は、今回の不幸な事件を転じて福となすべき努力として日韓両国がお互いにすべきものであり、かつての李承晩ラインに象徴されるがごとき、冷たい関係に韓国を追いつめ込むことであつてはならないということでもあります。あらためて政府の見解をお伺いしておきます。

ソウルからの報道によりますと、韓国の代表的な新聞「朝鮮日報」は、金大中事件について、国民は当局に対し、事件の迅速で正しい解決を促す義務があると訴えています。韓国国民が対等な人格として日本人に対したならば、いまは、日本の植民地統治三十六年を振り返って、さか恨みをしているときではないし、協調的で慎重な日本政府を追いつめ込むということも正しいことではない。事件を徹底的に洗い出すべきだというのは、友邦アメリカや日本の対韓感情とか対韓措置という配慮よりは、わが韓国国民自身の人間の権威の回復と、道徳的矜持の高揚のために貴重な作業であり、法に従い、条理をもつて厳正に処理すれば、その社会は内外の信頼を得るようになると指摘しております。私は、韓国国民のこの指摘をどうと

いものと評価し、大切にしたいと存じます。同時に、わが国政府が一貫して貫いてきた事実に基づいた内外の納得する事件の解決こそ、日韓両国の今後の長期にわたる友好関係の基礎をなすものとする基本方針を心から支持するものであります。

す。こうした観点から、私は、一日も早い事件の解決を願つて、具体的な二つの提案をして質問を終わりたいと思います。

その一つは、事実の究明をすみやかにするため、日韓双方の捜査当局の合同会議を早急に開催することです。いま一つは、朴大統領とひざを合わせて事態の收拾を話し合うことができ、しかも、日韓関係だけでなく、広く世界情勢を踏まえ、韓国政府首脳の方をよめることのできる政治家を政府の特使として派遣することです。特に金大中氏事件が、いつまでも日韓関係に暗い影を落とさないよう、その後遺症を取り除くためにぜひ必要な措置と存じます。今回の事件を特殊な政治的な意図に基づいて扱い、極東における不安定な要素を生み出し、新たな緊張を生ぜしめようとする勢力の言動は、アジアの平和と安定に反するものと言わなければなりません。雨降って地固まるというたとえがあります。私は、日韓双方が今回の事件をこのたとえどおりの教訓として生かし、日韓関係がガラス張りの中でより強い友情のきずなで結ばれることを念じ、最後に、この提案に対する総理並びに関係大臣の御所見をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(田中角栄君) 山崎竜男君にお答えをいたします。

今事件に対する政府の基本姿勢についての御発言がございましたから、まずお答えをいたします。

今回の事件は、日韓両国にとりまして非常に不幸な事件であり、両国の国民もひとしく憂慮をされている事件だと思つております。何といたしましても日韓両国民、なお国際的に見ましても納得のいく公正な解決をはかりたいと考えておるのでございます。今回の事件によりまして日韓の友好関係をそこなわれないようにしたいというのが、両国民の共通の願望であるとも考えておるのであり

ます。この両国民の願望にこたえまして本件の公正な解決をはかるためには、まず何よりも事件の真相を解明し、それを踏まえての解決策を追求してまいりたいというのが、政府の一貫した方針でございます。

ところが、この事件は日本で起きました事件でございますが、日韓両国にまたがった国際的な事件であり、真相解明のためにはどうしても韓国側の協力を必要といたします。政府は、これまで韓国側の協力を求めてまいりましたのでございますが、今後引き続いて協力を求めてまいります所存でございます。本件の真相解明にあたりましては、これまで韓国側から提供された資料は、いまだ十分とは申せないものであります。わが国の捜査当局の捜査線上に出てまいりました人物が本件に関与しておつたかどうかにつきましては、残念ながら、両国捜査当局の判断は食い違つておるのが現状であります。しかし、真実は一つしかないと考えられます。政府としても、今後韓国側の協力を得まして、その解明に当たり、公正な解決に努力をしてまいりますつもりであります。

本件につきまして、筋の通つた解決をはかりたいと政府が決意をしておりますのは、これからの日韓関係を対等、平等の独立国間の公正な関係にするのが、日韓の真の友好関係を維持、発展させる基礎だと考えておるからであります。この点につきましては、韓国側にも異存があるまいと考えております。われわれは、決して日韓間に存在をした過去を忘れておるわけではございません。忘れていないからこそ今後の両国関係を公正なものにしようとする努力をいたしておるのであります。御承知の上、御協力を願ひたいと考えます。

日韓両国が歴史的に見まして、非常に深い関係にありますことは御指摘のとおりであります。韓国は、その急速な経済成長におきまして、世界各國の注目の的となつておるほか、最近韓国政府が打ち出した新外交政策は、高く評価をせられておることは御承知のとおりであります。日韓関係も

このような現状に即応して、一そうの発展を遂げることを心から希望しておるのであります。残余の問題については、関係閣僚から答弁いたします。(拍手)

○国務大臣(田中伊三次君) わが国の出入国管理体制は一体どうなつておるかというお尋ねでございます。

わが国では、空の港、海の港、これを出入国管理令によりまして、現在百二十六カ所を指定しております。外国人が日本に入るときには、この百二十六カ所から入れる。出るときにも百二十六カ所から出ていけるということとなっております。この状態でございまして、今回の問題をめぐりまして、はたして百二十六カ所のこの港から出入したものがどうかということ厳格に調べたのであります。百二十六カ所からは少なくとも出国はしていません。これは明白でございます。そこで、百二十六カ所以外の場所より出国することが可能であるかという、これは密出国の形式でこれを行なうことが、理論的にできないことはないと考えられるのであります。

今後の問題であります。法務省が中心となりまして、警察、海上保安庁等々、緊密なる連絡をとりまして、万遺憾なき対策を講ずる所存でございます。(拍手)

○国務大臣(大平正芳君) 金大中氏、金東雲氏の再来日の問題についてのお尋ねでございます。

金大中氏につきましては、捜査、真相を究明する必要上、わが国に再来日を求めておるわけでございますが、今日までのところ、先方当局において捜査中のゆえをもつて、さしあたり応じがたい返事をいただいております。金東雲氏につきましては、当方の任意出頭を要請に對しまして、外交特権をたてにいたしまして、応諾しない旨の返事をもつておられます。したがつて、この問題につきましても、当面大きな壁に逢着しておることはいふま

せんけれども、今後この問題の事態の究明をはかることは、われわれの一番大事な仕事でございするし、また、これを通じて公正な解決をはからなければならぬということも当然のことでございますので、今後、韓国当局との問題につきまして、仰せのように粘り強く交渉を続けて、その実現を期してまいりたいと考えております。

第二の御質問は、閣僚会議の問題、それから対韓援助の問題でございました。

この事件は事件として真相を究明し、公正な解決をはかることに努力してまいりますけれども、閣僚会議を無期延期するとか、あるいは対韓援助政策を更改するというような考えは、政府にございません。

それから第三の、山崎議員からせっかく御提議がありまして捜査当局の合同会議あるいは特使の派遣についてお答えいたします。

いま、私どもを媒体といたしまして、真相の究明のためにせつ々努力中でございまして、捜査当局の合同会議をいま開くという考えは持っておりません。しかし、私どももいたしまして、真相の究明を急ぐというつもりは毛頭ないことを御承知願いたいと思ひます。それから特使の派遣問題でございしますが、ただいまのところそういう考えは持っておりませんけれども、今後の状況に応じまして、とくと検討してみたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎真澄君) 私のお答とする日韓合同捜査会議を持つかどうかということについては、ただいま外務大臣からお答えがあったとおりでございます。目下としては、金東雲氏の任意出頭を求めているという段階であります。今後の問題として検討いたします。(拍手)

○議長(河野三三三) 田英夫君。

〔田英夫君登壇、拍手〕

○田英夫君 私、日本社会党を代表して、いわ

ゆる金大中事件に対する政府の対策と、これに関連した朝鮮政策について質問をいたします。

金大中事件は、日本の首都東京で、しかも白昼、韓国の政府機関の人間が加わった一味によって、韓国の前大統領候補が拉致され、しかも警察の手配の網をくぐって、五日後に、韓国の首都ソウルの金大中氏の自宅に目隠しをされたまま同氏があらわれたという、常識ではとてい考えられない事件であります。

まず、政府に伺いたい。政府は、すでに捜査当局の手によって在日韓国大使館の金東雲書記官がこの事件の犯人の一人であるとの容疑がきわめて濃いとされている出頭を求めました。通常この種の捜査の常識として、指紋が一致したということ、動かしがたい証拠と言えはるべきであります。だからこそ、政府がとり続けてきたいわゆる日韓友好政策、特に朴政権との深いつながりという関係や、朝鮮問題が焦点となる国連総会を間近に控えているといういまの状況などにもかかわらず、政府は、金東雲書記官の出頭要求に踏み切ったのではないのでしょうか。それにもかかわらず、田中総理はじめ政府首脳は、朴政権に出頭を拒否され、さらに金書記官は犯人でないという一方的に回答されると、にわかに弱腰になり、さきの衆議院本会議などの答弁でも、日本の主権が侵されたかどうかという重大な問題について、きわめてあいまいな答弁に終止してしまっています。これは金東雲書記官の出頭を要求した態度と大きく矛盾していると言わざるを得ません。一体、田中総理はじめ政府首脳は、捜査当局を信頼しているのですか、それとも自信がないままに金東雲書記官の出頭を要求したのでですか。大平外務大臣は、参議院外務委員会の答弁で、はっきりと、日韓両捜査当局の結果が食い違った場合には、日本の捜査当局の結果を尊重すると答えているではありませんか。しかも政府は、金東雲書記官の出頭を要求しおきながら、国権が侵害されたかどうかは公権力が働いたかどうかにかかるとして、初めから国権侵害の問題を避けて通ろうとする姿勢を示しています。金東雲書記官の身分、KCIAの従来からのやり方、今回の犯行の実態から見て、金東雲書記官が行なった今回の犯行を、国権侵害と言わなくては行ないようか。この際、あらためて政府が国権侵害についてどう考えているのか、捜査当局の調べた結果に自信があるのかどうか明確にお答えいただきたい。

次に、すでに明らかにした今回の事件の内容から見て、金大中氏を拉致したこの犯行は、いわば強盗殺人にもひとしい凶悪な犯罪であり、しかも、それによって政敵を葬ろうとするきわめて非民主的な卑劣な犯罪であります。それにもかかわらず朴政権側は、いわゆる外交特権をたてに金東雲書記官の出頭を拒否しています。国際法上認められた外交特権というものは、当然、社会常識、国際通念の上に立つて主張されるべきものであるはずであります。このような凶悪な犯罪を行なった者にまで外交特権を認めることは、むしろ正しい外交特権をゆるがめる結果になるのではないのでしょうか。政府はこの点についてどのように考えておられるか。いたずらに朴政権の言いなりになることは、大きな目から見て、むしろ正しい日韓両国民の理解と友好を妨げる結果になると思ひますが、その所信を伺いたい。

今回の事件発生以来、一カ月間の政府のこの問題に対する対処のしかたを見ますと、その態度は、あいまい、優柔不断の一語に尽きます。政府は、なぜこのようなふしぎな態度をとるのですか。金東雲書記官の出頭を求めておきながら、朴政権に拒否されると腰砕けのようになってしまふのは、一体なぜですか。それは日本の主権が侵されたという、日本国民にとって重大な問題には目をふさぐ、ただひたすらに日米韓協力体制にひびが入ってほしくないという誤った政治的配慮が優先しているからではないでしょうか。さきにアメリカのボバー国防次官補が韓国と日本を相次いで訪問したときに、金大中氏の再来日について楽

観的な見通しが流されたのも偶然ではなかったのではないのでしょうか。それは、金大中氏の再来日は実現するが、一方で韓国のKCIAの犯行であったという事実はおおい隠してしまふといった政治的な処理が、陰で日米韓関係者の間で計画されていたのではないかとこの見方があるのです。ただ、そのときすでに日本の捜査当局が指紋の一致という動かしがたい証拠を握っていたために、とにかく金東雲書記官の出頭要求に踏み切ったものの、朴政権の拒否にあつて、もろくも立ち往生してしまつたというのが真相ではないでしょうか。そして現時点でもなお、前に述べたような誤った政治的配慮から拉致犯人をややむやにしておきながら、一部にあるのではないかとさえ思われます。いまこそ政府は問題の筋を通し、日韓両国民はもちろん、世界の人の納得のいく姿で解決をはかるべきであり、誤った政治的配慮などは断じて行なうべきではないと思ひますが、いかがでしょうか。

次に、政府はいわゆるKCIAの日本国内における活動をとどのように把握しておられるのか伺いたい。

KCIAの不当な、国権を侵害する活動については、すでに一九六七年の西ドイツの事件、さらには最近アメリカでも大きな政治問題となつて、FBIが捜査に乗り出しているということも知られております。そして日本国内でも、ことしに入ってからだけでも、私がさきに外務委員会で指摘したように、帰化日本人の沢本三三氏の逮捕事件、日本の国家公務員である北海道大学理学部助手金詰佑氏逮捕事件、東京大学を卒業した崔相龍氏の逮捕事件など、いずれも背後でKCIAが関係している疑いはきわめて濃厚であり、特に沢本事件に関連しては、在日韓国大使館の一等書記官が、朴政権側が事件の共犯であるとして指名手配したと称している東京在住の日本人を一方的に取り調べているという事実もありません。政府は、このような相次ぐKCIAの日本での活動をどのように

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号

緊急質問の件

八五八

把握しているのか伺いたい。一体、日本にいるK CIAは何人で、どのような組織で活動しているのか、政府の調査結果をここで国民の前に明らかにしていただきたい。いままでの委員会での政府の答弁では、日本のどの官庁で、どの部署でK CIAの活動をチェックしているかさえ、さだかではありません。怠慢と言わざるを得ません。このような状態では、日本人はもちろん、特に日本に在住する韓国、朝鮮の人々は大きな不安におちいっています。そもそも、その国に在住する外国人の安全を保障することは、その国の政府の責任であります。まして日本にいる六十万人をこす朝鮮、韓国の人々は、日本がかつてあの誤った侵略戦争を進めるために、強制的に日本に連行をした人たちとその子孫であります。私たち日本人は、この人たちが平和に、しあわせに暮らせるように特に気を配る必要があるのではないのでしょうか。まして政府は、その大きな責任と義務があるはずであります。いまこそ、この人たちの大きな不安におとしめられているK CIAを摘発し、その全員の国外退去を朴政権に強く要求すべきだと思いますが、政府の決意を伺いたい。

ところで、政府は、現在韓国を支配している朴政権についてどのような認識をお持ちなのか、伺いたい。

田中総理、あなたは朴政権を民主主義を守る政権と考えておられるのですか。朴政権が昨年十月に行なつたいわゆる維新体制なるものを御存じでしょうか。さらに国家保安法、反共法といった法律の条文をお読みになったことがあるでしょうか。いまや韓国国内は、朴政権の独裁政治によって、まさにかつての帝国主義時代の、そして治安維持法当時の日本と同じような姿になっていると言わざるを得ないのです。ある在日韓国人が、朴政権の続く限り祖国へ帰るのはいやだと旅券を破り捨てた事実が、現在の韓国国民の気持ちを率直に物語っています。また、韓国国内では、今回の金大中事件そのものも、新聞ではほんの小さくし

か報道されていません。それは言うまでもなく、朴政権の強い言論弾圧があるからであります。そんな中で、去る七日付の朝鮮日報が掲載した「当局に願うわれわれの哀情——決断は早ければ早いほどよい」という社説は、韓国国民のほんとうの気持ちを表現した勇氣あるものと言えらるでしょう。その社説は冒頭で、「最近われわれは、知りたいことも知ることができず、話したくとも話することができず、きわめて憂うつで気詰まりである」と述べています。しかし社説は最後に、「政府首脳の次元の高い断固たる処断を望む」としています。このことは全くそのままだと日本政府首脳に對するわれわれ国民の要望とも一致いたします。

いまや朴政権は、一言で言えば、民主主義を破壊し、独裁体制をとっている政府と言わざるを得ません。しかし、韓国国民の多くが心から朴政権を支持していないことは、こうした事実がはっきりと物語っています。それは、一昨年の大統領選挙で、朴大統領に對抗して、韓国の民主化と平和統一をスローガンにして立ち上がった金大中氏が、朴政権のすさまじいまでの選挙干渉、妨害にもかかわらず、九十万票差まで朴大統領を追い詰めた事実がはっきりと示しています。この選挙を取材した公正なジャーナリストが、もし正しい選挙が行なわれていたならば金大中氏が圧勝していたであろうと評しているほどであります。韓国国民の大多数は、心の中で強く強く平和統一を願っているのです。昨年のちよどきより、九月十日、私は朝鮮民主主義人民共和国の首都ピョンヤンで金日成主席と会っていました。そのときに金日成主席は、特に金大中氏の名前をあげて、「金大中氏が大統領選挙であれば善戦したことは、南朝鮮の人民がいかに平和統一を強く望んでいるかを示している。」「こう語っていたのを思い出します。そうして金日成主席は、「だからこそ私は、あえて朴政権とささ平和統一の話し合いをする決心をしたのです。」「こう語っていました。政府は、この朝鮮民族の非難をどう考えているのでしょうか。日本民族

と朝鮮民族は、言うまでもなく、古くからの親しい隣人であり、文化の面などでは、むしろ先輩であります。その朝鮮民族が不幸にも分断された状態にあるのを一日も早く正常なものとするよう願うのが当然ではないでしょうか。しかも、南北両朝鮮の人たちは強くそれを願っているのが真実の姿です。それを願っていないのは、現在、南半分を権力で押えつけている朴政権と、それにつながる少数の人たちだけではないでしょうか。こうした真実の姿を政府はしっかりと把握していただきたい。いたずらに小さな利害や利権にとらわれな

差し迫った国連総会では、当然、朝鮮問題が大きな焦点となるでしょう。政府は朝鮮民族が一致して強く望んでいる平和統一の妨げになる南北両朝鮮の同時加盟というような動きに、どんな形にせよ、どんな表現であれ、絶対に加担してはならないと思います。もしこれに加担するようなことがあれば、それは隣人の心を踏みにじる行為であると言わざるを得ません。田中総理は、この場で、絶対に加担しませんとはっきり約束をしていただきたいと思います。

さらに、韓国の国民の利益ではなく、朴政権の利益でしかない一切の対韓援助を停止し、日韓閣僚会議を無期限に中止し、さらに、こうした誤った政策の根本になつていいる日韓条約を破棄することを強く要求します。

この機会に政府は、いままでの対韓国政策を根本的に再検討し、日本に最も近い隣邦が、その国民の総意に沿つて一日も早く平和のうちに統一を実現するよう協力し、支援する姿勢にはつきりとその態度を切りかえるべきだと思います。そして、具体的には朝鮮民主主義人民共和国と交流を深め、一日も早く国交樹立を実現するよう努力すべきであります。

最後に、政府は、金大中氏事件をすみやかに正しい姿で解決するために、また、金大中氏を一日も早くその希望する形で無条件で再来日させるた

めに、政府を代表して大平外務大臣を韓国に派遣するよう提案をして、私の質問を終わります。
(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕
○国務大臣(田中角榮君) 田英夫君にお答えいたします。

第一点は、金東雲書記官の出頭要求をしておきながら、国権が侵されているかどうか不明だと言っているのは矛盾をしておるといふ御発言でございますが、金書記官の出頭を要請しましたのは、事件の真相を解明するためでありまして、主権侵害があつたことを前提として行なつたことではありません。現時点では、主権の侵害があつたと断定することはできないのであります。

次は、政府は日米韓体制維持のため、事件をやむやなしとしておるといふ趣旨の御発言でございますが、政府は、間々申し上げておりますとおり、真相の究明につとめることを基本方針としておりまして、本件解決をやむやなしにするようなことは一切考えておりません。

次は、朴政権を民主的な政府と思つていいのかどうか、国家保安法や反共法などについての所見をただされたわけでございますが、韓国は、自由と民主主義を基本目標とした国であることは、憲法前文に示されておるとおりでございます。なお、国家保安法等個々の法律について、他国がこれを論評することは差し控えるべきであると考えます。

経済援助を停止し、日韓条約を破棄し、日韓閣僚会議を中止せよという明確な御発言でございますが、わが国の対韓援助は、特定の政権を擁護、支援するためのものではなく、韓国の民生の安定と国民経済の均衡ある発展に貢献することを目的として行なつておるのであります。したがって、経済援助の停止、日韓閣僚会議の中止は考えておりませんし、日韓条約の破棄などは全く考えておりません。

国連における南北同時加盟支持をやめよという

御発言でございますが、政府としては、朝鮮半島における平和と安全が確保され、平和的統一が一日も早く実現されることを願っております。右とは間々申し上げておるのとおりでございます。右実現に至る過程における措置として、南北両朝鮮が国連に加盟するのであれば、国連の普遍性を高める見地からいって、このことだと考えておるのではありません。

大平外相を韓国に派遣すべきだとの御発言でございますが、政府は真相を究明し、内外に納得のいく公正な解決をはかることを基本方針としておりますが、現在のところ、大平外相の派遣は考えておりません。

〇國務大臣(田中伊三次君) K C I Aの実態はどうなつておるかというお尋ねでございます。

この実態の調査は、わが国憲法下の法制の上では実態調査はできない、またやるべきでない、これがたてまえでございますので、調査はできておりません。また、やる考えはございません。

(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

〇國務大臣(江崎真澄君) これまでの捜査によりまして、金東雲書記官が本件に關与していたというところにつきましては、警察当局として確信を持っておりますが、しからは、金東雲書記官の大使館における職務分掌がどのようなものであったのか、いわゆるK C I Aに關係があつたのかどうか、また政府機關の命令、すなわち公権力が事件に介入したかどうか、動機であるとか背後關係の究明は今後問題でありまして、私どもは外務省を通じて、金大中氏をはじめ金東雲氏等々の身柄を粘り強く要求してまいりますと同時に、警察としては独自の捜査を厳重に継続をしていく、こういう態度でございます。

田中さんは、外交官特権を先方が援用いたしました、金東雲氏の来日問題について先方が決つておることに對して、いかにも弱腰でないかという御批判でございましたが、本来外交官は、國際法上すべての行為につきまして、接受國の刑事管轄権から包括的に免除されておるわけでございまして、行為の種類によつて區別はないわけでございまして、いかに私がかんばりましたも、この壁は破れないわけでございます。しかしながら、私どもは、この本件を解決するために真相を究明していかなければならぬ道行きでございますので、そのためには、しんぼう強く全力をあげてこれからも努力をしてまいりたいと考えておるわけでございまして、今後一そう努力してまいらるつもりでございます。御協力をお願いいたしますと思ひます。

政府は、外國のいかなる団体、組織といえども、日本國內で違法行為を行なうものは断じて許さないと、きき然たる態度で取り締まりを行なつております。金大中氏事件以来、K C I Aの問題が取りざたされておるわけであります。今日までK C I Aが、日本國において極端に自由と民主主義を踏みにじるような行為をしたという証拠は、今日まで警察は一つ持つておりません。したがって、K C I Aをどうするかという問題は、あくまで今後の問題として十分検討をいたしてまいりたいと思ひます。また、日本人はもろんのこと、在日外國人の安全を守る義務があることは、これは申すまでもないことであります。捜査当局は目下事件の真相を究明中でありまして、在日韓國人の安全を守るためには、今後といへども全力をあげてまいりたいと考えております。

田中さんは、外交官特権を先方が援用いたしました、金東雲氏の来日問題について先方が決つておることに對して、いかにも弱腰でないかという御批判でございましたが、本来外交官は、國際法上すべての行為につきまして、接受國の刑事管轄権から包括的に免除されておるわけでございまして、行為の種類によつて區別はないわけでございまして、いかに私がかんばりましたも、この壁は破れないわけでございます。しかしながら、私どもは、この本件を解決するために真相を究明していかなければならぬ道行きでございますので、そのためには、しんぼう強く全力をあげてこれからも努力をしてまいりたいと考えておるわけでございまして、今後一そう努力してまいらるつもりでございます。御協力をお願いいたしますと思ひます。

政府は、外國のいかなる団体、組織といえども、日本國內で違法行為を行なうものは断じて許さないと、きき然たる態度で取り締まりを行なつております。金大中氏事件以来、K C I Aの問題が取りざたされておるわけであります。今日までK C I Aが、日本國において極端に自由と民主主義を踏みにじるような行為をしたという証拠は、今日まで警察は一つ持つておりません。したがって、K C I Aをどうするかという問題は、あくまで今後の問題として十分検討をいたしてまいりたいと思ひます。また、日本人はもろんのこと、在日外國人の安全を守る義務があることは、これは申すまでもないことであります。捜査当局は目下事件の真相を究明中でありまして、在日韓國人の安全を守るためには、今後といへども全力をあげてまいりたいと考えております。

田中さんは、外交官特権を先方が援用いたしました、金東雲氏の来日問題について先方が決つておることに對して、いかにも弱腰でないかという御批判でございましたが、本来外交官は、國際法上すべての行為につきまして、接受國の刑事管轄権から包括的に免除されておるわけでございまして、行為の種類によつて區別はないわけでございまして、いかに私がかんばりましたも、この壁は破れないわけでございます。しかしながら、私どもは、この本件を解決するために真相を究明していかなければならぬ道行きでございますので、そのためには、しんぼう強く全力をあげてこれからも努力をしてまいりたいと考えておるわけでございまして、今後一そう努力してまいらるつもりでございます。御協力をお願いいたしますと思ひます。

政府は、外國のいかなる団体、組織といえども、日本國內で違法行為を行なうものは断じて許さないと、きき然たる態度で取り締まりを行なつております。金大中氏事件以来、K C I Aの問題が取りざたされておるわけであります。今日までK C I Aが、日本國において極端に自由と民主主義を踏みにじるような行為をしたという証拠は、今日まで警察は一つ持つておりません。したがって、K C I Aをどうするかという問題は、あくまで今後の問題として十分検討をいたしてまいりたいと思ひます。また、日本人はもろんのこと、在日外國人の安全を守る義務があることは、これは申すまでもないことであります。捜査当局は目下事件の真相を究明中でありまして、在日韓國人の安全を守るためには、今後といへども全力をあげてまいりたいと考えております。

田中さんは、外交官特権を先方が援用いたしました、金東雲氏の来日問題について先方が決つておることに對して、いかにも弱腰でないかという御批判でございましたが、本来外交官は、國際法上すべての行為につきまして、接受國の刑事管轄権から包括的に免除されておるわけでございまして、行為の種類によつて區別はないわけでございまして、いかに私がかんばりましたも、この壁は破れないわけでございます。しかしながら、私どもは、この本件を解決するために真相を究明していかなければならぬ道行きでございますので、そのためには、しんぼう強く全力をあげてこれからも努力をしてまいりたいと考えておるわけでございまして、今後一そう努力してまいらるつもりでございます。御協力をお願いいたしますと思ひます。

政府は、外國のいかなる団体、組織といえども、日本國內で違法行為を行なうものは断じて許さないと、きき然たる態度で取り締まりを行なつております。金大中氏事件以来、K C I Aの問題が取りざたされておるわけであります。今日までK C I Aが、日本國において極端に自由と民主主義を踏みにじるような行為をしたという証拠は、今日まで警察は一つ持つておりません。したがって、K C I Aをどうするかという問題は、あくまで今後の問題として十分検討をいたしてまいりたいと思ひます。また、日本人はもろんのこと、在日外國人の安全を守る義務があることは、これは申すまでもないことであります。捜査当局は目下事件の真相を究明中でありまして、在日韓國人の安全を守るためには、今後といへども全力をあげてまいりたいと考えております。

田中さんは、外交官特権を先方が援用いたしました、金東雲氏の来日問題について先方が決つておることに對して、いかにも弱腰でないかという御批判でございましたが、本来外交官は、國際法上すべての行為につきまして、接受國の刑事管轄権から包括的に免除されておるわけでございまして、行為の種類によつて區別はないわけでございまして、いかに私がかんばりましたも、この壁は破れないわけでございます。しかしながら、私どもは、この本件を解決するために真相を究明していかなければならぬ道行きでございますので、そのためには、しんぼう強く全力をあげてこれからも努力をしてまいりたいと考えておるわけでございまして、今後一そう努力してまいらるつもりでございます。御協力をお願いいたしますと思ひます。

政府は、外國のいかなる団体、組織といえども、日本國內で違法行為を行なうものは断じて許さないと、きき然たる態度で取り締まりを行なつております。金大中氏事件以来、K C I Aの問題が取りざたされておるわけであります。今日までK C I Aが、日本國において極端に自由と民主主義を踏みにじるような行為をしたという証拠は、今日まで警察は一つ持つておりません。したがって、K C I Aをどうするかという問題は、あくまで今後の問題として十分検討をいたしてまいりたいと思ひます。また、日本人はもろんのこと、在日外國人の安全を守る義務があることは、これは申すまでもないことであります。捜査当局は目下事件の真相を究明中でありまして、在日韓國人の安全を守るためには、今後といへども全力をあげてまいりたいと考えております。

す。(拍手)

〇議長(河野三三君) 白木義一郎君。

〔白木義一郎君登壇、拍手〕

〇白木義一郎君 私は、公明党を代表して、このたびの金大中氏強制連行事件に對し、總理並びに關係大臣に緊急質問を行なうものであります。

本事件は、わが國民を大いに驚かしてあり、また、日を追つて世論は高まつていゝのであります。かねて治安の良好なことにおいては世界に評價の高かつた日本の首都東京で、組織的な外國人犯罪者により、白昼公然と誘拐されたこの事件は、わが司法警察權に對する信頼をそこない、法治國日本の威信を傷つけたことにおいて、前代未聞の怪事件であります。

われわれがその真相究明を強く要求し、政府の責任を追及してやまない理由は何か。

その第一は、この事件はわが國の主權が侵害された疑いがききわめて濃厚であることを考えると、われわれ國民はこれを黙視することができないからであります。

その第二は、この事件は人間の存在にとつて最も基本的な人身の自由が侵害されたという点において、ゆるがせにできないものがあるからであります。

しかも、いまや日韓關係の基本的なあり方が討議され、新たな段階を迎えようとしてゐる現在、日米首脳會談における朝鮮半島の平和と安定の促進に貢献することを共通の意思として確認し合つたわが國にとつて、このたびの問題をどう解決するか、世界各國の注目するところでありまして、したがって、政府は、一切の疑念を晴らし、さらに將來ともに正常なる日韓兩國の友好のいしづえを築くためにも、積極的な姿勢をもつて事件の解決に臨んでいくべきだと、最初に強く要望するものであります。

さて、事件発生以来はや一カ月、日韓兩國の事件解明の努力もむなしく、すべては暗礁に乗り上げております。その最大の原因は、初動捜査のおくれもさることながら、金大中、金東雲両氏をはじめとする關係者がすべて韓国にゐるからには協力の要請にもかかわらず、韓国政府の態度は一向に変化が見られないのであります。しかし、そこには、日韓兩國の友好という美名に隠れた、日本政府の事件解明への消極的な態度が見え、これができないのであります。今後可及的すみやかにこの事件を解決するため、政府がどのような具体策を検討されているのか、まずお伺いしたい。

いまもいまままでのように、何の対策もないまま、この事件の解決がおくれればおくれれば、わが國民は、韓国政府に對してはもとより、わが國政府に對しても大きな不信感を持ち、かえつて眞の友好がそこなわれるのであります。總理、あなたはわが國政府の最高責任者であります。この國民感情をどう認識されているかを、あらためてお聞きしたいのであります。

さらに、警視庁特捜本部の捜査結果により、韓國大使館の金東雲一等書記官をはじめ数人の韓國政府機關員が介入していることが、ほゞ明らかであります。しかるに、政府は、これまで「國家の主權が侵害されたとは言えない」との答弁を何回も繰り返しているのであります。それでは、政府は日本警察の捜査結果は信用できないとおっしゃるのですか。このたびの真相は、捜査当局がたどりつた眞実の一つであり、この眞実は絶対にゆるがせにできない事實なのであります。なぜかならば、ホテルに残された指紋と金書記官の指紋が一致するというこの動かしがたい事實を見るならば、國家の主權が侵害されたことは明々白々であると思ふのであります。總理の明快なる答弁を重ねてお尋ねいたします。

また政府は、公権力が介入したと断定できなければ主權の侵害にはならないと答へられております。しかし、關係者の金大中氏及び金東雲一等書記官

記官等の再来日のめども立たない今日、捜査当局が直接関係者を調べずして、公権力の介入を証拠立て得る可能性のあるかどうか、お尋ねしたい。もし可能性がないとするならば、いかなる方法をもって主権の侵害であったかどうかを断定するのか、国民の納得いく答弁をお願いしたいのであります。なぜならば、この一件が、証拠不十分のまま両国間の政治的レベルの妥協によってうやむやのうちに処理されてしまふことをわれわれは最もおそれるからであります。いかがでしょうか。

次に、金大中氏並びに事件関係者の再来日の件についてお尋ねいたします。

事態の進捗が見られた今日、政府は再度後宮大使を召喚し、事情を聴取する必要があると思っております。そして金書記官及び関係者の来日はもとより、金大中氏の生命の安全を保障し、一切の条件をつけることなく再来日させるよう、韓国政府に対して強く申し入れるべきであると思っておりますが、総理の見解をお聞きしたいのであります。

また、金大中氏等の再来日が決定的に不可能となった場合には、政府はいかなる処置をとるのか、その具体的措置を明らかにしていただきたいのであります。

日本国の主権の侵害を論ずることは、もとより最大の必要事であり、その前に、金氏をはじめ家族全員の生命の安全をはかることこそ肝要でありましょう。私は政府に対して、強力なる姿勢をもってこの問題に対処するよう強く要望するものであります。

次に、南北朝鮮政策についてお尋ねいたします。

南北朝鮮の自主的な平和統一を目ざす南北共同声明が発表されて以来、一年有余を経ておりますが、この間、朝鮮半島をめぐる諸情勢は大きく変化を遂げております。しかし、このたび起こった金大中氏事件は、情勢の変化に拍車をかけるだけでなく、南北朝鮮の統一を望む民衆の声に越えがたきみぞをつくったばかりでなく、自主的な平和統一の道を逆戻りさせた感を得ないものであります。総理は、この事に対して、事件発生の際の責任者として、どのような所見を持っておられるか、お尋ねしたいのであります。

政府としては、今日までとり続けてきた朝鮮政策、すなわち韓国を朝鮮にある唯一の合法政府とした国連決議に基づく日韓基本条約の締結、佐藤・ニクソン共同声明におけるいわゆる韓国条項、さらには、無原則、無制限の経済援助など一連の韓国への介入政策が、朝鮮民族の共通の願望である平和的統一を妨げてきたばかりか、むしろ、同半島の緊張を高めてきたことを考慮するならば、いまこそわが国の対韓政策を再検討すべきときであると思っております。いかがでありましょうか。

さらに、このような状況のもとでは、このたびの事件の解決を見ない限り、日韓閣僚会議は無期延期をすべきであると考えますが、あわせて総理のお考えを伺いたい。

次に、警察当局の今後の捜査についてお伺いします。

すでに、事件発生後における初動捜査については、数多くの失態があったことは明らかな事実であります。すなわち、捜査当局が全国の空港、港湾並びにそれに通ずる主要道路の検問を指示したのは、事件発生後一時間半もたった後だったではありませんか。しかも犯人たちが世界最高を誇るわが国警察の検問をくぐり抜けたことは、本事件に対する警察の甘さか、あるいは韓国情報機関に対する政治的配慮があったのかどうか、はなはだ疑問とするところであります。このような当局の緩慢な動きは深く反省すべきであると思っております。国家公安委員長の責任ある答弁をお聞きしたいのであります。また、その後捜査当局の手によって判明した新事実についても、この際政府から詳しく説明をしていただきたい。

さらに八日朝、法務省大阪入国管理事務所伊丹空港出張所が明らかにした安竜徳氏の出国についてお尋ねいたします。

警察庁が安竜徳氏に対し、金氏の証言をもとに任意出頭を求めていたことは明らかであります。しかるに何の返答もありません。再入国の手続もとらず帰国したことは、捜査上の大きなマイナスになることは明らかであります。このように警察当局の任意出頭を求める人たちが何の断わりもなく次々と出国していくことは、今度の事件に関し、わが国政府に対する韓国政府の姿勢を如実に示していると言えざるではありませんか。このように、気がついたときはすでに関係者等は国内におらず、金東雲一等書記官のように、再び捜査の困難と遅延を招く結果になるのであります。そこで私は、犯罪グループとして容疑のかかっているメンバーや、あるいは重要参考人と認められている者の中で外交官特権を有していない者に対しては、早急に任意出頭を求めて取り調べることが必要であると思っております。この点に対して責任ある答弁をお伺いしたい。政府は、法治国家として国際上の信用を取り戻すかどうかのせとぎわに立っていることを認識し、積極的な手配をされることを強く望むものであります。

最後に、韓国政府により発表された日本の企業による巨大投資申請についてお尋ねをいたします。

報道によりますと、この投資申請は三井グループ等から出されており、十一億三千万ドルにもおよぶとされております。現在、金大中氏誘拐事件により日韓両国間の緊張が高まっており、経済援助問題が議論されているから、わが国企業の投資申請は十分に注意をしなければならないと思っております。しかも、この重大な時期を迎えているときに韓国政府より発表されたことは、当政府が今回の事件を政治問題と切り離し、経済問題の重要性を強調したものと考えられるのであります。

本来、一国と一国の友好とは、政治経済等すべてが一体となつてはじめて両国間の友好関係が結ばれるものであります。わが国政府は、日韓関係を韓国政府と同様、政治と経済を切り離して考えられてはどうか、総理並びに通産大臣の明快なる答弁をお願いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 白木義一郎君にお答えいたします。

まず第一は、事件解決の遅々たる状態に不信感が出て、このような世論をどう認識するかという趣旨の御発言でございますが、政府は、与えられた条件の中で最善を尽くしてあるのであります。これまで捜査当局は金東雲書記官の任意出頭を求める段階まで捜査を進めてまいりましたが、今後とも独自の基本捜査を着実に進めて、事案の真相究明につとめる所存であります。

次に、金東雲書記官の介入は主権侵害ではないかという問題であります。本事件につきましても、現在捜査中の段階であり、現時点で主権の侵害があったと断定することはできないのであります。

第三は、いまだに日本政府は韓国の公権力が介入したとは断定できないと答弁しているが、これを立証する可能性があるかという趣旨の御発言でございますが、韓国の公権力が介入したかどうかを明らかにするため、まず金東雲書記官の任意出頭を得て、同書記官から事実を聴取したいと考えておるのであります。御承知のとおり、政府としては、目下韓国政府に同書記官の任意出頭を求めおるのでありますが、同時に、わが国捜査当局

の独自の基本捜査によりまして真相を究明してまいる所存でございます。

次は、本事件を契機として南北朝鮮の平和統一の道が険しくなったのではないかと趣旨の御発言でございますが、今回の事件は、日韓両国間の問題でございます。南北両朝鮮間の問題とは無関係である、このように考えております。

対韓政策を再検討すべきであるという趣旨の御発言に対してお答えをいたします。今回の事件は、両国及び両国民にとって非常に不幸な事件であることは先ほども申し述べたとおりでございますが、すみやかに真相の究明を行ない、公正な基礎の上に日韓友好関係の一そりの発展を期してまいりたいと考えております。

事件解決まで日韓閣僚会議を無期延期にすべきであるという趣旨の御発言に対してでございますが、事件は現在捜査中の段階にございまして、先ほども申し述べましたとおり、日韓閣僚会議の無期延期は考えておらないのであります。

残余の質問につきましては、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔國務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○國務大臣(江崎真澄君) 本件の初動捜査がおくれたことは、私もいかに残念に思っておりますが、しかし、事件の発生を知りましてからは、警察当局としては全力をあげて捜査に当たったものであります。いやくも故意に緩慢に捜査を行なったなどということは絶対にございせん。ただ、事件発生時の通報が事件発生から約四十分を経過しておるなど、いろいろな悪条件が重な

りまして、金大中氏の身柄が国外に移送されるのを防ぎ得なかつたことは、これはまことに遺憾なことでありまして、警察庁といたしましては、本件を教訓といたしまして、庁内に国際犯罪防止特別委員会をつくりまして、犯罪防止とともに、もし不幸にしてこの種の事犯が起きたときには、直ちに被害者を救出する、あるいは被疑者を検挙する体制を、目下鋭意検討をいたしておるものであります。

次に、韓国の公権力が介入したかどうか。動機や背後関係は、まだ残念ながら明らかになっておりません。金東雲書記官以外にだれが加担していたのか、まだこの点も明らかになっておりません。したがって、四氏の出頭を外務省を通じてまして粘り強く求めると同時に、現場を中心とする独自の捜査を今後最急を以て継続をいたしてまいりたいと思っております。

なお、金東雲書記官につきましては、これまでの捜査で本件に関係があると確信をいたしておりますが、他の犯人たちにつきましては、氏名をあげて御指摘になりました安竜徳氏を含めまして、現在までのところまだ明らかになっておりません。安竜徳氏につきましては、確たる何らの証拠もありませんので、任意出頭を求めたこともありません。

この際、念のために申し上げておきたいと思ひます。わが国は法律によりまして出入国管理は厳正に行なっております。したがって、入国を拒否する面については、その対象の人物によつてこれを制限することができまして、出国につきましても、具体的な犯罪によつてこれを逮捕するとかいうことがない限り、出国についてはやはり協力をお願いする、任意出頭を求める、こ

ういう形になっておるわけでありまして、ましてや、外交特権を所持しておる人に対しては、このことが一そり強く言えることを申し上げておきたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中伊三次君) 本件は、自由の侵害として重大視すべきものであるとの御意見であります。まさに金大中氏事件は、国家主権の侵犯問題であるとともに、自由人権の侵害問題として重大視すべきものでありまして、内閣総理大臣御発言のとおり、徹底的に真相を究明することに努力すべきであると思ひます。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 政治と経済は対外的に関連しているのではないかと御質問でございますが、確かに政治と経済は関連していると思ひます。特に外交関係におきましては、政治が優先であつて、政治の判断によつて経済が影響を受けたら規制されるということは、あり得ることであると思ひます。しかし、御質問の三井グループの石油化学の問題は、わが国は現在外国投資は自由化されておまして、民間資本が自由に外国当局あるいは商社と商談をして買取つて、それが輸送とかその他国家的に關係してくる場合に、政府のところで上がつてくるわけでございます。

三井グループの問題については、まだ政府のところには上がつてきておりませんが、先般新聞に出ましたので、調べてみましたところ、三井グループの考えは、麗水において石油化学の工場をつくるというプロジェクトで、大体エチレン三十五万トン年生産の計画の由であります。プラント完成の時期が一九七六年を目ざして、所要資金は約千七百億円ということでございます。具体的には韓国側と目下話し合ひをしようとしておるところのようで、政府にはまだ上がつてきておりません。しかし、こ

ういふ問題につきましては、政府の考え方は、やはり隣国と友好親善を維持して、相手の国民の民生や福祉の向上に協力するということ、日本国民の念願であると思ひます。それと同時に、独立国家の尊厳を維持すること、政府の国民に対する厳粛な責任であると思ひます。こ

ろいろこの問題に対して私たちも考慮しておりますが、問題は、主権侵害が明白にあるかどうかということにかかつてきております。この問題については、まだ十分に解明されておられません。また相手方の対応を、いままでの資料によつてじつとがまんして見るということも一つの方法であります。そういう観点から、援助打ち切りをいま直ちに言ふとか、云々するということは適当でない、このように考えております。(拍手)

○議長(河野謙三君) 本島則夫君。

〔本島則夫君登壇、拍手〕

○本島則夫君 私は、民社党を代表して、金大中氏事件について国民の多くが抱いてる疑問、疑惑、それに、政府の方針について緊急質問をいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

すでに去る七日、衆議院においても各党代表の緊急質問が行なわれ、参議院でもこの事件について核心をつく質問が続けられてまいりました。私は、いままでの質問で明らかにならなかつた点も含め、総理、外務大臣を中心にその考え、決意を伺いたいと思ひます。

私の質問の第一は、今回の金大中氏事件が、わが国の主権侵害につながる問題であります。私も民社党は、金大中氏事件のあと、いち早く春日委員長以下が韓国を訪れ、金大中氏事件を調査してまいりました。各位御存じのとおり、春日訪韓使節団の談話なり報告というものは、きわめて慎重であり控え目であつたわけでありまして、それは、日本と韓国の友好関係にひびを入れさせたいけなかつたという、私どもの国益を思う配慮があつたからであります。しかし、この配慮も、在日韓国大使館の金東雲一等書記官の容疑によつて水泡に帰したといつてよろしいと思ひます。金東雲書記官の容疑は、金大中氏事件に韓国の政府機関が関与していたということでありまして、一介の無頼の徒が金大中氏を誘拐したものでないことは明らか

かでありました。ここにわが国の主権が侵害された根拠があります。庶民の多くは、何が主権の侵害であるか、よくわかっていないと思います。政府機関ないしは準政府機関が関与したかどうか、主権が侵害されたかどうかのバロメーターであります。金東雲一等書記官の容疑によって、わが国の主権が侵害されたことは明白であります。にもかかわらず、田中総理、大平外務大臣は、金大中氏事件は捜査中であり、主権が侵害されたかどうかは今後の推移を見守るとしていることは、国民世論の混乱をますます大きくするばかりであります。田中法務大臣は一人、国家機関が金を出し命令して一定の機関にやらせたとしたら、機関の上層部、末端部分を問わず、主権の侵害であるとしておりますが、金東雲書記官の容疑はこの解釈に入るものであります。

私は、金大中氏事件は、すでにわが国の主権が侵害されているところまで解明できたと思っておりますが、田中総理、大平外務大臣のはっきりとしたお答えをちょうだいしたいと思います。次は、主権の侵害があった場合、私はそう断定するのであります。わが国としてどのような態度をとるおつもりであるか。すでに西ドイツの例がいろいろと取り上げられておりますが、政府が今後対抗手段をとる場合のことを考えて、少しこまかく西ドイツの例を説明して、政府を鞭撻したいと思います。

西ドイツにおける韓国入籍事件は、六年前の夏、西ドイツに留学中の韓国人大学教授、学生、音楽家など合計十七人が韓国CIAによって不法に連行された事件です。西ドイツ警察は、ちょうど日本の警察のように独力で韓国CIAの犯行を突きとめ、対抗手段として、CIA部員と見られる韓国大使館員三人の国外退去を命じ、大使は辞任し、また、西独が韓国に対して行なっていた発電所、酪農センターへの経済援助を閣議決定によってこれを中止し、さらに、ワシントンで開かれた世界銀行の対韓援助グループ会議をボイコットし

ております。また、こうした中で、西ドイツに赴任した韓国の新任大使に対し、約半年にわたって、当時のブランド外相であります、接見を行なわず、やつと信任状を受けたときも、ブランド外相は「この事件で両国関係は悪化しており、事件の完全な解決なくしては友好関係の復活はありません」と、きつたる態度をとったと伝えられております。主権の侵害が行なわれたとき、政府は韓国に對しどのような態度をとられるのであるか、その決意を田中総理にお尋ねをしたい。

次に、韓国に対する経済援助について政府にお尋ねをしたい。その前に、はっきりお断わりしておきます。われわれは、日韓の友好関係を破壊し、よりというものはありません。ただ、わが国民の血と汗つまり血税で行なわれている韓国に対する経済援助というものが、韓国の国民生活にほんとうに役立ち、民主主義の発展に寄与しているかどうか、ここが問題だと思ひます。

今回の事件の被害者である金大中氏は、その著書「独裁と私の闘争」の中で、この点について次のように述べておられます。一部を引用させていただきます。「日本は、もともと朴政権支持の態度をとっており、六九年に大統領の三選を禁止した憲法を改定したときも、当時の川島自民党副総裁は「韓国に長期安定政権が必要だ」と内政干渉の声明を出したほどである。そして三選改憲支持の証拠として、世界の国々が経済的採算がとれないという理由で出資を断った浦項の製鉄所を日本が引き受けることになった。これは日本でも経済団体や政府部内に技術的な面から反対があったのだが、政治的配慮によって決定されたのである。製鉄所を作るといふことは、一部の国民に「韓国は一流国になった」という夢を与え、百万票に相当するといわれていたものだ。とすれば日本の朴政権支持の役割はきわめて大きかったということになる。いよいよ選挙も迫ってくると、日本は韓国にとつて必要でもないソウルの地下鉄の建設計画に全面的に肩入れするようになった。」一部で

はありますが引用をいたしました。

この発言は、単に韓国の一部の声というのではなく、大統領になる可能性のあった政治家の発言であります。わが国の韓国に対する経済援助は、すでに総額で十一億ドルを突破しております。しかし、金大中氏の発言にあるような形で援助が進められるとしたならば、それは韓国国民の反日感情を強める以外の何らの効果もないといえるでしょう。

中曾根通産大臣は、今回の事件によって主権が侵害されれば、対韓援助打ち切りの可能性があることを示唆されておりますけれど、今後わが国として、対韓経済援助をどのように進めるのか、大平外務大臣、中曾根通産大臣にこの点をはっきりとたてておきたいと思ひます。

最後に、金大中氏事件そのものについてお尋ねをしたいと思います。

第一に、政府は後宮大使を通じて、金大中氏そのほか関係者の再来日を要求していますが、金大中氏再来日の可能性はありますか。今後どのような手を打たれますか。その時期的な見通し。第二は、衆議院における江崎国家公安委員長の答弁によつても金東雲書記官の容疑は明らかだが、金東雲書記官の任意出頭について、韓国側は外交慣例をたてにとつてこれを拒否しているが、これが事件解決のきめ手であり、いかにして金東雲書記官を出頭させるつもりか、その辺をはっきりと国民の前に示していただきたい。

政府は金大中氏事件をはれものにさわるように取り扱っておりますが、警察当局は、韓国が日本の要求に応じない場合は金大中氏事件のほぼ全貌を明らかにすることを示唆しております。こうなつてしまつてはおしまひであります。韓国も早く真相を明らかにし、関係者の処罰、両国の関係をもとの状態に戻すいゆる原状回復、謝罪をしてこそ、日韓の友好を保つことができると私は強く確信をしております。

田中内閣は、必要以上の政治的な配慮を行なわ

ないで、韓国に言うべきことはきちつとおつしやい。言つてください。ただすべきことはきちつとたてしなさい。この問題の円満な解決をはかり、日韓関係の長期的な友好関係を持続すべきであると思ひますけれど、田中総理の今後の日韓関係に對する基本的な態度、立場、金大中氏事件に對する総理のほんとうの考えを聞かせてもらつて、私の緊急質問を終わります。(拍手)

(国務大臣田中角榮君登壇、拍手)

○国務大臣(田中角榮君) 木島則夫君にお答えをいたします。

第一は、金東雲書記官の容疑により、韓国の政府機関が関与していたことは明白であり、主権を侵害したことになると思ひますが、どうかという、先ほどからの同種の御質問でございますが、先ほどからお答えをいたしておりますように、本事件については現在捜査中の段階でございます。現時点では、主権の侵害があったと断定することはできませんのであります。御理解をいただきたいと思ひます。

次は、日本の主権が侵害された場合、いかなる態度をとるか、西独韓国留学生事件との関連はどうかという趣旨の御発言でございますが、わが国の主権侵害があったと判断されるに至つた場合には、政府としては、これにより生ずる韓国の国際責任を追及するために必要な措置をとることは言うまでもありません。しかし、主権侵犯の事実がいまだ判定し得ない現段階では、具体的措置、西独との関連等について言及することは適当でないと考えられるのであります。

次は、経済援助についての御発言でございますが、わが国の対韓援助は、韓国の民生の向上と国民経済の発展に貢献してきたものと信じております。なお、政府としては、現在、事件の解明に努力している段階であり、経済援助政策の変更は考えておりません。

次は、今後の日韓関係に對する基本方針と、金大中氏事件に對する所信についてただされました

が、日韓両国は、地理的にも歴史的にも密接な関係にあり、両国間の友好関係は、両国民のたゆまざる努力により築き上げられたものであることは御指摘のとおりでございます。

このような観点から見ても、今般このような事件が起きたことは、両国にとって非常に不幸なことと言わなければなりません。今回の事件に対しましては、政府は内外に納得のいく筋の通った解決をはかることにより、両国間にいささかのわだかまりも残らない公正な基礎のもとに、真の友好関係を発展させてまいりたいと考えておるのでございます。

残余の問題については、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇、拍手〕

○国務大臣(大平正芳君) 主権侵害の問題につきましては、総理大臣からお答え申し上げたとおり私も確信をいたしております。政府は、いま真相を究明中であつて、いま断定するわけにはならぬということを言っておるわけでございまして、その可能性がないと断定してはいるわけでもないのをごさいます。これからの事態の解明の中で、この問題は、国民の納得する措置を講じていかなければならぬと考えております。

ドイツの場合におきましては、韓国政府もその事実を認めた上で、明快な外交的処理がなされたわけでございます。わが国の場合は、まだその前段階にあるということをお承知願いたいと思ひます。

それから対韓援助政策でございますが、この問題は、われわれは援助政策をやる場合におきまして、常に改善を志していかなければならぬわけでございます。この事件の有無にかかわらず、対韓援助政策につきましては、事態の推移に応じて常に改善を志しておるわけでございまして、この事件はいま解明中であり、この事件と関連させて、いま対韓援助政策を云々するという段階では

ないと私は考えております。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 衆議院の商工委員会におきまして、社会党の加藤議員の御質問、執拗なる、打ち切れという御質問に對しまして、私は次のように答弁いたしました。もし万一、不幸にして主権侵害の事実がありとするならば、その場合には外交当局と相談をし、閣議レベルでその経済協力問題についても検討すべきものと思ひ、そういう答弁をいたしました。しかし、今日におきましては、主権侵害の事実が明白になつておらないのであります。先ほど御答弁申し上げましたように、打ち切りとか、政策の変更云々ということをお断りいたします。

われわれの韓国に対する経済協力は、平和と福祉を目的にして、各プロジェクトごとに厳選をしながら、相手の財政能力も確かめつつやつておるのをごさいます。それらの内容につきましては、われわれとしては公明正大なる援助をしていくということを申し上げるものでございまして、(拍手)

〔国務大臣江崎真澄君登壇、拍手〕

○国務大臣(江崎真澄君) 金東雲一等書記官の任意出頭につきましては、本人が外交身分を持つておられますので、外交ルートを通じ、韓国大使館に對し当人を出頭せしめられるよう要請を行なう、これは国際慣例に照らしまして当然な措置であるというふうに考えております。先方からは、関係なし、また外交慣例をたてにとつてと申しまするか、拒否を一たんしてこれらしたのであります。が、従来からの友好関係というものを考えまして、私も韓国は韓国の良識を信頼し、絶望していません。したがって、今後も外務省を通じて粘り強く韓国側の再考を促してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(森八三一君) 渡辺武君。

〔渡辺武君登壇、拍手〕

○渡辺武君 私、日本共産党を代表して、総理並びに関係大臣に質問いたします。

現在、金大中氏事件が提起している最大の問題は、わが国の主権に関する問題であります。ところが、政府は、金東雲韓国大使館一等書記官らの動かすことのできない犯行の事実が明るみに出た現在もなお、公権力の行使としてなされたかどうかかわからない、などのことばをかまえて、この重大な問題にまいまいきわまりない態度をとつております。本来、韓国大使館一等書記官は韓国政府の機関であり、その犯行は韓国政府の行為と見なければならぬことは当然のことです。

しかも、今回の事件が、朴大統領の政敵に対する計画的、組織的な大がかりな犯行であつて、これがKCIAなど公権力以外にはなし得ないものであることは明白であります。さらにKCIAについて指摘するならば、これは単に朴政権の一部局などというのではなく、その責任者李厚洛が南北朝鮮会談の朴政権首席代表であることから明らかに、朴大統領の権力そのものであり、犯行は朴政権そのものの犯行とみなすのがきわめて当然であります。問題は、韓国政府機関の犯行という、この客観的な事実を日本政府が認めるかどうかの問題であります。

田中法務大臣は、八月二十三日の参議院法務委員会などで、上下を問わず、国家機関がやったということになれば主権侵害であると、明確に答弁しておられます。この考えは当然のことであり、いまま変更はないと思ひますが、ここで内外に再び明確にすることを求めます。また、この点についての総理大臣の見解はどうか、あわせて答弁を求めらるものであります。

さらに、今回の事件は、日本の国内で行なわれた犯罪であり、わが国が現実の主権を侵害された問題であります。このような事件についての判断は、わが国の独自の権限で行なうことが当然であることは、国際法上も広く認められているところであり、政府は、韓国側の協力や捜査報告が

必要だなどの態度をとつておりますが、このような態度は、主権侵害という重大問題についての日本政府の独自の権限をみずから放棄し、この明白な犯行を迷宮入りへと導こうとするものと言わなければなりません。政府は、当然日本政府の固有の権利として、直ちに主権侵害行為と断定すべきであると思ひますが、どうか、政府は、主権侵害の認定は、被害国であるわが国が独自になすべきことだと考えておられるのか、それとも、いままなお韓国政府の確信が必要と考えておられるのか、総理大臣並びに関係大臣の明確な答弁を求めます。

また、政府は、真実の究明が先決などと述べております。しかし、韓国政府が自己の明白な犯行を頑強に否認し、事件関係者の引き渡しなど日本政府の要請を拒否し続けている以上、政府がきびしい外交的措置を講ずる以外には、真実の究明自身が困難なことは明らかではありませんか。政府は、すでに明白である主権侵害の事実に基づいて、現状回復の立場から、直ちに金大中氏の無条件再来日、金東雲らの犯罪者としての引き渡し措置をわが国の権利として強く要求すべきであります。さらに、韓国政府に對し、日韓関係の全面的な再検討を含むきびしい外交的措置をもつて対応すべきであります。総理大臣並びに外務大臣の見解を求めます。

しかも奇怪なことに、政府は、金東雲とともに重大な容疑者と見られる十数人のグループを割り出しながら、その国外逃亡を野放しにしているではありませんか。これでどうして真実の究明ができますか。私は、これら容疑者の氏名、職業、KCIAとの関係、犯行に際しての役割など、その全容を明らかにするとともに、これら容疑者をなぜ逃亡させたか、その理由を説明することを強く要求するものであります。

次に、私は、政府が主権侵害という重大な侮辱を受けながら、なお卑屈にも強調している韓国との友好、親善なるものの実体について、一言しな

いわけにはいきません。

現在の韓国政府が、朴大統領、金首相などアメリカのCIAに育てられた情報将校出身者を首脳とし、クーデターによる政権獲得後も、一貫してアメリカの軍事力、経済力によって育成されてきたかような政府であることは世界の常識であります。しかも朴政権は、アメリカの上院外交委員会の報告でも、李承晩時代以来最悪の独裁政治と述べているように、国家保安法、反共法、さらに昨年の百二十六項目にも及ぶ憲法改悪などによって、南朝鮮人民の言論、報道、集会、結社、政治活動、国会活動など、すべての民主的権利を完全に圧殺した、まれに見る反共軍事独裁政権にはかなりません。

わが国の主権を侵してまで、自分の政敵を暴力によって拉致、監禁し、さらに、わが国の新聞報道から国会議論にまで干渉するという今回の暴挙が、このような暗い体質から生まれていることは明らかではありませんか。総理は、わが国がこんな仕打ちを受けているのに、この独裁政権を、なお自由と民主主義を旨とする政権であると称賛するのですか。一体何を根拠に、そのような断定をなさるのか、具体的に答弁願いたい。

しかも政府は、日韓条約、日米安保条約、日米共同声明などで、この独裁政権を朝鮮における唯一の合法政権として、全面的に協力、支援する義務を負っており、これは朝鮮の分裂を固定化し、アジアの緊張を一そう激しくするものであります。総理の強調する韓国との友好、親善とは、アメリカを盟主とする米・日・韓三国の侵略的軍事同盟体制を維持するということではありませんか。政府は、いまこそ日韓条約と日米共同声明の韓国条項を廃棄すべきだと思ふが、どうか、明確な答弁を求めるものであります。

最後に、韓国に対するわが国の資本輸出は、すでに十五億ドルにも及び、韓国の外資の第一位を占めるまでになっております。このような事態が、やがては経済的権益を守ることを口実とした

日本の政治的、軍事的進出の呼び水になることは、過去の歴史の示すところであり、しかも、日本の経済協力金は、金大中氏が、独裁の強化、腐敗の助長、貧富の両極差の拡大など、マイナスな側面が最も強く出ていると述べている状態であり、かつて日本の植民地として苦しんだ朝鮮人民のうらみの的となっており、このことは、韓国のウルサンに昭和電工とトーマスの借款で設立された韓国アルミが、その設立資金の四四％もリベートその他の形で巻き上げられたために倒産し、韓国の国会で追及されたという事実一つをとってみても明らかであります。

総理、これが韓国の民生安定と国民経済の発展に寄与しているとおなたが言う援助の実体ではありませんか。このような韓国援助は直ちに中止すべきであると思ふが、総理大臣並びに関係大臣の答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣田中角榮君登壇、拍手】
○国務大臣(田中角榮君) 渡辺武君にお答えをいたします。

第一は、金書記官の犯行は韓国政府の犯行と見るべきである、主権侵害の認定は被害国独自の権限で行なうべきであるという趣旨の御発言でございますが、本事件については、現在捜査中の段階であり、主権の侵害があったと現時点で断定することはできませんというところは、間々申し上げておるとおりであります。しかし、今後わが国の判断により、主権侵害があったと認められるに至った場合には、韓国政府の確認の有無にかかわらず、わが国独自の決定により必要な措置をとることは当然であります。

次は、韓国は自由と民主主義を基本目標とする国であると認識しておるといふ答弁に対して、その根拠を示せというところでございますが、韓国憲法は、前文において「自由民主的秩序をより強固にする新しい民主共和国を建設する」とうたっており、この基本目標に向かって努力をしておる国であることは事実でございます。

次は、日韓条約、共同声明の韓国条項を廃棄し、対韓政策を転換せよという趣旨の御発言でございますが、政府は、日韓両国の友好親善関係の維持発展を基本といたしており、日韓条約を廃棄するということは全く考えておりません。六九年の日米共同声明の韓国に関連して述べられた部分は、事実認識を述べたものでありまして、共同声明の性質上、あとになって特定部分を取り消すとか修正するとかいう問題は、そもそも起こり得ないものなのであります。対韓政策を根本的に転換することは考えておりません。

最後に、対韓経済援助は日本の朝鮮侵略に道を開くものであるという断定でございますが、わが国の対韓援助は、韓国の民生の向上と国民経済の均衡ある発展に貢献することを目的として行なわれてきたものであります。今回の事件との関連では、さらに事件の解明に努力をしておる段階であります。援助の打ち切りや援助政策の変更は考えておりません。

残余の問題については、関係閣僚から答弁をいたします。(拍手)

【国務大臣田中伊三三君登壇、拍手】

○国務大臣(田中伊三三君) 国家機関がやった場合には主権の侵犯が起る。その場合の国家機関とは、上層部であろうと末端部であろうと区別はない。国家に責任がある。なお、衆議院の本会議において述べてきたところでございますが、国家機関がみずからやらず、個人を率先して侵しました場合には、その国家に責任がある。この理論は申し上げるまでもないことでありますけれども、国家機関の行為というものが主権の侵犯を起すのでありますから、その行為はあくまでも、当然のことではあります。職務行為でなければならぬ、私の行為でなく職務行為でなければならぬ、当然のことである、こういう見解でございます。(拍手)

【国務大臣大平正芳君登壇、拍手】
○国務大臣(大平正芳君) すでに総理からお答え

がございましたが、渡辺さんの御質問の中で、金大中氏の再来日の問題、金東雲氏の任意出頭の問題について今後どうするかという御質問でございますが、これは真相究明の上、今後ともしんぼう強く先方の協力を求めているつもりでございます。いま、御承知のように、捜査上の制約にぶつかっておりますは事実でございますけれども、私どもは、この問題の真相の究明があつて公正な解決を期さなければ問題の解決になりませんので、その点につきましては、韓国政府も、総理が先ほど御答弁になりましたように、御異存はないところであらうと思ふので、今後、先方に対して、その要請を執拗に求めてまいりまして、解決を急ぎたいと考えております。(拍手)

【国務大臣江崎真澄君登壇、拍手】

○国務大臣(江崎真澄君) わが国は基本的人権を尊重する自由民主主義を基調としておりますので、一般的に申しまして、どんな団体、組織であつても、過去に組織として違法行為の実績がない、わが国憲法のもとでわが国の法令に違反しない範囲で活動が続けております限り、警察が取り締まりの対象とすることはできません。したがつて、KCIAを視察、取り締まりの対象にいたしましたおりませんので、その実態については、お尋ねであります。が、わかりません。また、本件にKCIAが関与しておるといふ証拠は、これまでの捜査で明確になっておりません。したがつて、お説のような追放措置ということは早計だと考えます。

警察といいたしましては、あくまでも予断と憶測を排しまして、本件の真相を究明し、確認できた事実に基づいて、違法行為者に対しましては、それが外国人であろうと何であらうと、きびしく措置をとるべく鋭意捜査をしておる、これが実情であります。

また、事件に関係のある犯人がわかれば、その者に対して法的なきびしい措置をとることは申し上げるまでもないことであります。いやしくも犯

人とわがかりながら国外逃亡を野放しにしておるなどということは、日本の警察に限っては断じてありません。(拍手)

〔国務大臣中曾根康弘君登壇、拍手〕

○国務大臣(中曾根康弘君) 私への御質問に対する御答弁は、いま総理大臣が申し上げたことに尽きております。対韓経済協力は、平和を目的にして公明正大なものであり、軍事的背景はございません。(拍手)

○副議長(森八三二君) 日程第二 屋外広告物法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)を議題といたします。

屋外広告物法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。
昭和四十八年九月七日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

(小字は衆議院修正)

第九条中「第七条まで」を「第八条まで及び第九条第二項」に改め、同条を第十四条とし、第八条中「本条中」を「この条において」に改め、同条を第十三条とし、第七条の三を第十二条とし、第七条の二を第十一条とし、第七条の次に次の三条を加える。

(屋外広告業の届出)

第八条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事に氏名又は名称、営業所の名称及び所在地その他必要な事項を届け出なければならぬものとする事ができる。

(講習会修了者の設置)

第九条 都道府県は、条例で定めるところによ

昭和四十八年九月十日 参議院会議録第三十二号

り、屋外広告業について、営業所ごとに広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として都道府県が行なう講習会の課程を修了した者又はこれと同等以上の知識を有するものとして条例で定める者(以下「講習会修了者等」という。)が置かれていなければならないものとする事ができる。

2 都道府県知事は、条例で定めるところにより、講習会修了者等の置かれていない営業所について、当該営業所の属する屋外広告業を営む者に対し、期間を定めて、講習会修了者等を置くべきことを命ずることが出来る。

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第十条 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告業を営む者に対し、美観風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行なうことができる。

本則に次の一条を加える。

(適用上の注意)
第十五条 この法律及びこの法律の規定に基づく条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

○副議長(森八三二君) これより採決をいたします。

本案の衆議院修正に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よつて、本案の衆議院修正に同意することに決しました。

た。

○副議長(森八三二君) 日程第三 船舶安全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(西村 関一君)の報告を求めます。交通安全対策特別委員長(西村 関一君)の報告を求めます。

審査報告書

船舶安全法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和四十八年九月七日

交通安全対策特別委員長 西村 関一

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近のわが国におけるモーターボート、遊漁船等の小型船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その機軸性及び人命の安全の保持を図るため、小型の船舶に対して構造設備等に関する施設基準を定めて検査を実施するとともに、これを行なうことを目的とする小型船舶検査機構等について定めようとするものであつて妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行なつた。

一、費用

本法施行に要する経費として昭和四十八年度一般会計予算運輸本部分に小型船舶検査機構出資金三千万円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、左の事項について特段の配慮をすること。

一 総トン数二十トン未満の漁船のうち、本法の適用除外とされる漁船については、船舶の安全性を確保するため、今後、検査の対象とすることに努めることとし、その検査にあつては、操業の実態に対応して実施すること。

二 船腹量の増大及び技術革新に伴う船舶の質的变化に対処し、検査効果が十分発揮できるよう検査要員の確保を図る等船舶検査体制を整備すること。

三 今後のモーターボート等の増加傾向にかんがみ、これらの船舶に係る航法及び航行水域を規制し、海上交通の安全を確保するため、所要の措置を講ずること。

船舶安全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十八年七月十日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を附する。

目次

屋外広告物法の一部を改正する法律案 船舶安全法の一部を改正する法律案

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号 船舶安全法の一部を改正する法律案

第一章 船舶ノ施設(第一條―第二十五條)

第一節 小型船舶検査機構

第一條 總則(第二十五條の二―第二十五條の八)

第二條 設立(第二十五條の九―第二十五條の十四)

第三條 管理(第二十五條の十五―第二十五條の二十六)

第四條 業務(第二十五條の二十七―第二十五條の三十一)

第五條 財務及び會計(第二十五條の三十二―第二十五條の三十八)

第六條 監督(第二十五條の三十九―第二十五條の四十二)

第七條 補則(第二十五條の四十一・第二十五條の四十二)

第八條 罰則(第二十五條の四十三―第二十五條の四十五)

第三章 指定検定機関(第二十五條の四十六―第二十五條の五十五)

第四章 雑則(第二十六條―第二十九條ノ八)

附則

第一章 船舶ノ施設

第二條 第二項を次のように改める。
前項ノ規定ハ橋樑ノミヲ以テ運転スル舟ニシテ主務大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第五條 第一項第三号を次のように改める。
三 第二條第一項各号ニ掲グル事項又ハ無線電信若ハ無線電話ニ付命令ヲ以テ定ムル改造又ハ修理ヲ行フトキ、第九條第一項ノ規定ニ依リ定メラレタル満載吃水線ノ位置又ハ船舶検査證書ニ記載シタル条件ノ変更ヲ受ケントスルトキ其ノ他命令ノ定ムルトキ行フ検査(臨時検査)

第五條 第一項第四号中「前各号ノ外」の下に「一定ノ範囲ノ船舶ニ付第二條第一項ノ命令ニ適合セザル虞アルニ因リ」を加え、「臨時検査」を「特別検査」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 船舶検査證書ヲ受有セザル船舶ヲ臨時ニ航行ノ用ニ供スルトキ行フ検査(臨時航行検査) 第五條ノ二を削る。

第六條 第三項中「本法施行地ニ於テ」、「ヲ製造シ又ハ修繕スル者」及び「其ノ物件ニ付」を削り、同條第四項中「前二條ノ検査」を「前條ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第一項ノ製造検査(前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル)」に改める。

第六條ノ二中「第二條第一項各号」を「船舶又ハ改造若ハ修理ノ工事(以下改造修理工事ト稱ス)ノ能力」に改め、「ニ係ル製造工事及び其ノ製造工事」の下に「又ハ改造修理工事」を加え、「前三條」を「第五條ノ検査(特別検査ヲ除ク)及前條」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第六條ノ三 船舶又ハ第二條第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ製造者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備(第五條第一項第三号ノ命令ヲ以テ定ムル修理ヲ除ク以下同ジ)ニ付整備規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テ該整備規程ニ從ヒ整備ヲ行フ能力ニ付事業場毎ニ行フ主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ其ノ船舶又ハ物件ノ整備ヲ行ヒ且命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ整備ガ該整備規程ニ適合シテ為サレタルコトヲ確認シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ後三十日以内ニ行フ定期検査又ハ中間検査ヲ省略ス但シ其ノ期間内ニ臨時検査ヲ受クベキ事由ノ生ジタル船舶又ハ物件ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六條ノ四 船舶又ハ第二條第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ付主務大臣ノ型式承認ヲ受ケタル製造者ガ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ヲ製造シ且管海官庁、主務大臣ノ指定シタル者(以下指定検定機関ト稱ス)又ハ次章ノ規定ニ依ル小型船舶検査

機構ノ検定ヲ受ケ之ニ合格シタルトキハ当該船舶又ハ物件ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ第五條ノ検査(特別検査ヲ除ク)及第六條ノ検査ヲ省略ス前項ノ規定ニ依リ型式承認ヲ受ケ且第六條ノ二ノ規定ニ依リ当該型式承認ニ係ル船舶又ハ物件ノ製造工事ノ能力ニ付主務大臣ノ認定ヲ受ケタル者ガ当該船舶又ハ物件ヲ製造シ且命令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶又ハ物件ガ同項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケタル型式ニ適合シタルモノタルコトヲ確認シタルトキハ同項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シタルモノト看做ス

第七條 第一項中、「第五條ノ二」を削り、同條に次の一項を加える。

前條第一項ノ規定ニ依リ管海官庁ノ行フ検定ハ当該船舶又ハ物件ヲ製造スル事業場ノ所在地ヲ管轄スル管海官庁ノ行フ

第七條の次に次の一條を加える。

第七條ノ二 長サ十二メートル未満ノ船舶(以下小型船舶ト稱ス)ニ係ル本章ニ定ムル検査(特別検査及再検査ヲ除ク)ニ関スル事務(命令ヲ以テ定ムル小型船舶ニ係ルモノヲ除ク以下小型船舶検査事務ト稱ス)ハ次章ノ規定ニ依リ小型船舶検査機構ガ設立セラレタルトキハ小型船舶検査機構ニ之ヲ行ハシム此ノ場合ニ於テ次條、第九條、第十條ノ二及第十一條中管海官庁トアルハ小型船舶検査機構トス

主務大臣ハ政令ノ定ムル所ニ依リ政令ヲ以テ指定スル都道府県知事ニ小型船舶検査事務ヲ行ハシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ次條、第九條、第十條ノ二及第十一條中管海官庁トアルハ都道府県知事トス

小型船舶検査機構ハ前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル都道府県知事ニ係ル都道府県ノ区域ニ於テハ当該都道府県知事ノ行フ小型船舶検査事務ヲ行フコトヲ要セズ

天災其ノ他ノ事由ノ生ジタルニ因リ小型船舶検査機構又ハ第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル都道府県知事ニ於テ小型船舶検査事務ヲ円滑ニ

執行スルコト能ハザルニ至リタル場合ニシテ主務大臣ニ於テ必要アリト認ムルトキハ前條ノ規定ニ依リ管海官庁亦之ヲ行フ

第八條中「管海官庁ノ検査の下に(特別検査ヲ除ク)」を加え、同條に次の一項を加える。

船舶協会ノ監督ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 第一項中「船舶検査證書」の下に「及船舶検査済票(小型船舶ニ限ル)」を加え、「交付ス」を「交付スベシ」に改め、同條第二項中「特殊船舶検査」を「臨時航行検査」に改め、同條第三項中「航行許可証」に「交付ス」を「交付スベシ」に改め、同條第三項中「附ス」を「附スベシ」に改め、同項の次に次の二項を加える。

管海官庁、指定検定機関又ハ小型船舶検査機構ハ第六條ノ四第一項ノ規定ニ依リ検定ニ合格シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ合格証明書ヲ交付シ又ハ証印ヲ附スベシ

第六條ノ四第二項ノ規定スル者ハ同項ノ規定ニ依リ確認シタル船舶又ハ物件ニ対シテハ命令ヲ以テ定ムル標示ヲ附スベシ

第十條 第一項ただし書を次のように改める。
但シ旅客船ヲ除キ平水区域ヲ航行区域トスル船舶又ハ総噸數二十噸未満ノ船舶ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ六年トス

第十條 第三項中「又ハ臨時検査」を、臨時検査又ハ特別検査に改める。

第十條ノ二中「交付ス」を「交付スベシ」に改める。

第十條ノ三 中「最大搭載人員、制限汽圧、及び特殊船舶検査證書」を削り、「船舶検査手帳」を「船舶検査済票、臨時航行許可証及船舶検査手帳」に於ケル備置又ハ揭示に改める。

第十一條 第一項中「船舶ニ付」を削り、「検査」の下に「又ハ検定」を加え、同項及び同條第二項中「再検査」の下に「又ハ再検定」を加え、同條第三項中「検査」の下に「又ハ検定」を加え、同條に次の一項を加える。

八六六

4

運輸大臣は、小型船舶検査員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は小型船舶検査事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、機構に対し、小型船舶検査員の解任を命ずることができる。

5 前項(第二十五条の五十三において準用する場合を含む。)の規定による命令により小型船舶検査員又は検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、小型船舶検査員となることができない。

(小型船舶の検査設備)

第二十五条の三十一 機構は、小型船舶検査事務を行なう事務所ごとに、運輸省令で定めるところにより、検査設備を備え、かつ、これを維持しなければならない。

(検査に關する事務を行なう場合における準用)
第二十五条の三十二 前三条の規定は、機構が第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務を行なう場合について準用する。この場合において、これらの規定中「小型船舶検査事務」とあるのは「第二十五条の二十七第一項第二号に掲げる業務」と、「検査事務規程」とあるのは「検査事務規程」と、第二十五条の三十一第一項中「小型船舶」とあるのは「船舶又は物件」と、「第二十一条第一項の命令」とあるのは「これに係る第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式」と、前条中「検査設備」とあるのは「検定設備」と読み替へるものとする。

第五節 財務及び会計
(事業年度)
第二十五条の三十三 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
(予算等の認可等)
第二十五条の三十四 機構は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

同様とする。

(財務諸表)

第二十五条の三十五 機構は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに、当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見書を添附しなければならない。

(借入金)

第二十五条の三十六 機構は、資金の借入れ(借換を含む。)をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第二十五条の三十七 機構は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第二十五条の三十八 この法律に規定するもののほか、機構の財務及び会計に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

第六節 監督

(監督命令)

第二十五条の三十九 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第二十五条の四十 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七節 補則

(解散)

第二十五条の四十一 機構の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第二十五条の四十二 運輸大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十五条の二十七第二項、第二十五条の二十八第一項、第二十五条の三十四又は第二十五条の三十六の認可をしようとするとき。
二 第二十五条の三十五第一項又は第二十五条の三十七の承認をしようとするとき。
三 第二十五条の三十八の運輸省令を定めようとするとき。

第八節 罰則

第二十五条の四十三 第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十五条の四十四 第二十五条の六第二項の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 第二十五条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第二十五条の四十五 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、三万円以下の過料に処する。

一 この章の規定により運輸大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第二十五条の七第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五条の二十七第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

第三章 指定検定機関

(指定)

第二十五条の四十六 第六条ノ四第一項の規定による指定(以下単に「指定」という。)は、検定を行なうとする者の申請により行なう。

2 運輸大臣は、指定を行なう場合において、検定を行なうことができる船舶又は第二十一条第一項各号に掲げる事項に係る物件の範囲を限定することができる。

(指定の基準)

第二十五条の四十七 運輸大臣は、指定をしようとするときは、指定の申請が第二十五条の十一第三号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

2 運輸大臣は、指定の申請者が、次の各号の一に該当するときは、指定をしてはならない。

一 民法第三十四条の規定により設立された財団法人以外の者であること。

二 検定に關する業務以外の申請者の行なう業務により検定を公正に実施することができないおそれがある者であること。

三 第二十五条の五十二の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

四 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者であること。

イ この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ロ 次条第二項の規定による命令により解任

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号

船舶安全法の一部を改正する法律案

され、その解任の日から二年を経過しない者

(役員の選任及び解任)

第二十五条の四十八 指定検定機関の役員の選任及び解任は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 運輸大臣は、指定検定機関の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは検定事務規程に違反する行為をしたとき、又は検定の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(検定員)

第二十五条の四十九 指定検定機関は、検定を行なう場合において、当該船舶又は物件が第六条ノ四第一項の規定により承認を受けた型式に適合するかどうかの判定に關する事務については、検定員に行なわせなければならない。

(予算等の認可等)

第二十五条の五十 指定検定機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定検定機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出しなければならない。

(業務の休廃止)

第二十五条の五十一 指定検定機関は、運輸大臣の許可を受けなければ、検定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し)

第二十五条の五十二 運輸大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定に關する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

る。

一 この章の規定に違反したとき。

二 第二十五条の四十七第二項第四号に該当するに至つたとき。

三 第二十五条の四十八第二項の規定又は次条において準用する第二十五条の二十九第二項、第二十五条の三十四第四項若しくは第二十五条の三十九の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第二十五条の二十九第一項の規定により認可を受けた検定事務規程によらないで検定を行つたとき。

五 不正の手段により指定を受けたとき。

(準用)

第二十五条の五十三 第二十五条の二十九、第二十五条の三十九及び第二十五条の四十の規定は指定検定機関について、第二十五条の二十六の規定は検定の業務に従事する指定検定機関の役員及び職員について、第二十五条の三十二第二項から第五項までの規定は検定員について、それぞれ準用する。この場合において、第二十五条の二十九中「検査事務規程」とあるのは、「検定事務規程」と読み替へるものとする。

(罰則)

第二十五条の五十四 第二十五条の五十二の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

一 第二十五条の五十一の許可を受けずに検定の業務の全部を廃止したとき。

二 前条において準用する第二十五条の四十第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第二十五条の五十五 第二十五条の五十三において

て準用する第二十五条の四十第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十六条の前に次の章名を附する。

第四章 雑則

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ条約ニ別段ノ規定アルトキハ其ノ規定ニ從フ

第二十八条に次の三項を加える。

前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ十万円以下ノ罰金トス

第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

本則中第二十九条の次に次の七条を加える。

第二十九条ノ二 都道府県知事ハ小型船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関シ必要アリト認ムルトキハ特別検査、臨検其ノ他必要ナル措置ヲ執ルベキコトヲ主務大臣ニ要請スルコトヲ得

第二十九条ノ三 前各条ニ規定スルモノノ外本法並ニ船舶ノ堪航性及人命ノ安全ニ関スル条約ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十九条ノ四 第一章ノ規定ニ依ル検査、認定、認可、型式承認若ハ検定又ハ検査若ハ検定ニ関スル書類ノ再交付若ハ書換(以下検査等ト稱ス)ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ国(機構、第七條ノ二ノ政令ヲ以テ指定スル都道府県知事又ハ指定検定機関ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ当該検査等ニ係ル機構、都道府県又ハ指定検定機関)ニ納付スベシ但シ国ニ於テ主務大臣又ハ管海官庁ノ検査等ヲ受ケントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ手数料ニシテ機構、都道府県又ハ指定検定機関ニ納付サレタルモノハ各機構、当該都道府県又ハ当該指定検定機関ノ収入トス

前条ノ規定ニ基ク条約ノ施行ニ關スル命令又ハ第二十八条第一項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル事務

八七〇

ニシテ検査、証書ノ発給及貨物ノ運送方法ニ関スル承認ニ関スルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第二条第一項ノ命令ニ於テ同項各号ニ掲グル事項ニ係ル物件ノ工作ヲ行フ者ノ資格ニ付管海官庁ノ行フ試験ニ合格シタルコトヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ実費ヲ勘案シタル額ノ手数料ヲ徴収スルコトヲ得

第二十九条ノ五 機構ノ為シタル小型船舶検査事務ニ係ル処分ニ對シ不服アル者ハ第一條第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外主務大臣ニ對シ行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

第二十九条ノ六 第六條ノ二及第六條ノ三ニ規定スル主務大臣ノ職權ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ海運局長ニ委任スルコトヲ得

第二十九条ノ七 日本船舶ニ非ザル船舶ニシテ左ニ掲グルモノニハ政令ヲ以テ本法ノ全部又ハ一部ヲ準用ス

一 本法施行地ノ各港間又ハ湖川港灣ノミヲ航行スル船舶

二 日本船舶ヲ所有シ得ル者ノ借入レタル船舶ニシテ本法施行地ト其ノ他ノ地トノ間ノ航行ニ從事スルモノ

三 前二號ノ外本法施行地ニ在ル船舶

第二十九条ノ八 本法ニ基キ政令又ハ命令ヲ定メ又ハ改廃セントスルトキハ各政令又ハ命令ニ於テ必要ナル経過措置(罰則ニ係ルモノヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 第二条第一項ノ規定ハ政令ヲ以テ定ムル總噸數二十噸未満ノ漁船ニハ当分ノ内ニ之ヲ適用セズ

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。ただし、第二条第二項の改

正規定、第七條の次に一條を加える改正規定及び第三十二條の改正規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二條第二項の改正規定の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて、この法律による改正前の船舶安全法(以下「旧法」といふ)第二條第一項の規定の適用を受けない船舶に該当し、かつ、この法律による改正後の船舶安全法(以下「新法」といふ)第二條第一項の規定の適用を受けることとなるものについては、同改正規定の施行の日から起算して三年をこえない範囲内において政令で定める日まで新法第二條第一項の規定により施設し、及び新法第五條の規定による検査を受けることを要しない。ただし、新法第九條第一項の規定により船舶検査証書の交付を受けた後においては、この限りでない。

2 前項の政令で定める日は、船舶の用途ごとに、その長さの長い船舶を先とし、短い船舶をあととするように定めるものとする。

3 第一項に規定する船舶であつて、第二條第二項の改正規定の施行の日以前において旧法第二十九條の規定による規則の船舶の検査に関する規定の適用を受けているものに係る施設及び検査については、同改正規定の施行の日から起算して三年をこえない範囲内において当該規則に係る都道府県知事が運輸大臣の認可を受けた規則に基づき船舶ごとに指定する日までは、なお従前の例による。ただし、新法第五條の規定による検査を受けることを妨げない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に小型船舶検査機構という文字を用いている者については、新法第二十五條の六第二項の規定は、この法律の施行後六箇月は、適用しない。

2 機構の最初の事業年度は、新法第二十五條の

三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

3 機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第二十五條の三十四中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

第四条 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に關して必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

(電波法の一部改正)

第五条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項第二号、第十三條第二項、第三十五條の二、第三十六條及び第六十三條第三項並びに第六十五條第一項の表中「第十四條を」「第二十九條ノ七」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

第六條 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「第十四條」を「第二十九條ノ七」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の四第一項第三号中「及び軽自動車検査協会」を、軽自動車検査協会及び小型船舶検査機構に改める。

第七十三條の四第一項第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三 小型船舶検査機構が直接船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二十五條の二

十七第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産

第三百四十八條第二項第二十三号の二の次に次の一号を加える。

二十三の三 小型船舶検査機構が直接船舶安全法第二十五條の二十七第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産

(所得税法の一部改正)

第八條 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「小型自動車競走会の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法

(法人税法の一部改正)

第九條 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「中港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法

(印紙税法の一部改正)

第十條 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(登録免許税法の一部改正)

第十一條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「港務局の項」の次に次のように加える。

小型船舶検査機構 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十二條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 小型船舶検査機構を監督すること。

第二十四條第一号中「検査」の下に「及び型式承認」を加え、同条第一号の三の次に次の一号を加える。

一の三の二 小型船舶検査機構に關すること。

(罰則に關する経過措置)

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔西村閣一君登壇、拍手〕

○西村閣一君 ただいま議題となりました船舶安全法の一部を改正する法律案について、交通安全対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近のわが国におけるモーターボート、遊漁船等の小型船舶の普及及び海難事故の現状にかんがみ、その航行性及び人命の安全の保持をはかるため、小型の船舶に対して構造設備等に関する施設基準を定めて検査を統一的に実施することともに、これを行なうことを目的とする小型船舶検査機構の設立等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、小型船舶検査機構の運営、船舶の検査対象の範囲、レジャーボートに対する航法及び航行水域規制の必要性等船舶の安全確保に關する各般の問題について熱心な質疑が重ねられました。その詳細は會議録により御承知を願います。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、日本社会党神沢委員より、総トン数二十トン未満の漁船の検査対象範囲の拡大、船舶検査体制の整備、レジャーボートの航法及び航行水域の規制を内容とする五党共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(森八三三君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十八年九月十日 参議院会議録第三十二号

〔賛成者起立〕

○副議長(森八三二君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時一分散会

出席者は左のとおり。

議員

議長	河野 謙三君
副議長	森 八三二君
議員	塩出 啓典君
	野末 和彦君
	藤原 房雄君
	藤井 恒男君
	原田 立君
	中村 利次君
	上林繁次郎君
	三木 忠雄君
	木島 則夫君
	峯山 昭範君
	黒柳 明君
	鈴木 一弘君
	高山 恒雄君
	濱田 幸雄君
	白木義一郎君
	向井 長年君
	小山邦太郎君
	喜屋武眞榮君
	内田 善利君
	栗林 卓司君
	青島 幸男君
	沢田 実君
	高田 浩運君
	矢追 秀彦君
	阿部 憲一君
	萩原幽香子君
	柏原 ヤス君
	中沢伊登子君
	田湖 哲也君
	温水 三郎君
	多田 省吾君
	小平 芳平君
	村尾 重雄君
	中村 登美君

松岡 克由君	中西 一郎君
君 健男君	細川 護熙君
橋本 繁蔵君	中村 禎二君
竹内 藤男君	永野 鎮雄君
長屋 茂君	若林 正武君
亀井 善彰君	長田 裕二君
石本 茂君	佐藤 隆君
林田修紀夫君	安田 隆明君
二木 謙吾君	丸茂 重貞君
玉置 和郎君	山内 一郎君
宮崎 正雄君	木島 義夫君
小笠 公昭君	植木 光教君
木内 四郎君	杉原 荒太君
上原 正吉君	剣木 亨弘君
塚田十一郎君	重宗 雄三君
鬼丸 勝之君	矢野 登君
志村 愛子君	高橋 邦雄君
柴立 芳文君	古賀雷四郎君
黒住 忠行君	河本嘉久蔵君
渡辺一太郎君	山崎 竜男君
世耕 政隆君	星野 重次君
上田 稔君	高橋雄之助君
菅野 儀作君	佐藤 一郎君
中津井 真君	寺本 広作君
久保田藤麿君	柳田桃太郎君
船田 譲君	町村 金玉君
高橋文五郎君	岡本 悟君
鹿島 俊雄君	米田 正文君

大竹平八郎君	江藤 智君
平井 太郎君	安井 謙君
後藤 義隆君	郡 祐一君
吉武 恵市君	塩見 俊二君
鍋島 直紹君	稲嶺 一郎君
寺下 岩蔵君	田 英夫君
川野辺 静君	金井 元彦君
片山 正英君	梶木 又三君
嶋崎 均君	今泉 正二君
前川 旦君	杉原 一雄君
山本茂一郎君	藤田 正明君
平泉 涉君	野々山一三君
大橋 和孝君	楠 正俊君
土屋 義彦君	西村 尚治君
松永 忠二君	森中 守義君
西村 関一君	林 虎雄君
平島 敏夫君	山本 利壽君
山下 春江君	中村 英男君
山崎 昇君	新谷寅三郎君
増原 恵吉君	田口長治郎君
八木 一郎君	羽生 三七君
加藤シツエ君	藤原 道子君
鶴岡 哲夫君	鈴木 強君
片岡 勝治君	辻 一彦君
佐々木静子君	須原 昭二君
杏脱タケ子君	小谷 守君
神沢 浄君	鈴木美枝子君
宮之原貞光君	加藤 進君

国務大臣

内閣総理大臣	田中 角榮君
法務大臣	田中伊三次君
外務大臣	大平 正芳君
通商産業大臣	中曾根康弘君
運輸大臣	新谷寅三郎君
建設大臣	金丸 信君
国務大臣(国家公安委員長)	江崎 真澄君
内閣法制局長官	吉國 一郎君
外務省アジア局長	高島 益郎君

政府委員

竹田 四郎君	安永 英雄君
和田 静夫君	小笠原貞子君
中村 波男君	鈴木 力君
森 勝治君	村田 秀三君
塚田 大願君	星野 力君
小林 武君	瀬谷 英行君
矢山 有作君	曹ヶ久保重光君
渡辺 武君	須藤 五郎君
竹田 現照君	横川 正市君
大矢 正君	戸叶 武君
小柳 勇君	河田 賢治君
岩間 正男君	加瀬 完君
小野 明君	成瀬 幡治君
藤田 進君	秋山 長造君
野坂 参三君	春日 正一君

外務省条約局長 松永 信雄君

議長の報告事項

去る八月三十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 金井 元彦君

地方行政委員 成瀬 幡治君

法務委員 青木 一男君

大蔵委員 小枝 一雄君

同 戸叶 武君

文教委員 世耕 政隆君

商工委員 上田 稔君

建設委員 林田修紀夫君

議院運営委員 渡辺 武君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 世耕 政隆君

地方行政委員 戸叶 武君

法務委員 小枝 一雄君

大蔵委員 青木 一男君

同 成瀬 幡治君

文教委員 金井 元彦君

商工委員 林田修紀夫君

建設委員 上田 稔君

議院運営委員 沓脱タケ子君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員 村田 秀三君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

科学技術振興対策特別委員 上田 哲君

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

公害対策及び環境保全特別委員会

理事 君 健男君 (菅野儀作君の補欠)

科学技術振興対策特別委員会

理事 矢追 秀彦君 (矢追秀彦君の補欠)

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 武蔵野線の輸送状況の現地調査を行なう。

一、派遣委員

江藤 智 木村 睦男

小柳 勇 高橋 邦雄

瀬谷 英行 森中 守義

木島 則夫

一、派遣地 埼玉県

一、期間 九月五日一日間

一、費用 概算六〇、二〇〇円

右の通り議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和四十八年八月三十日

参議院議長 河野 謙三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

輸出保安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案

中小小売商業振興法案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

知作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会職員法等の一部を改正する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員喜屋武眞榮君提出琉球大学医学部設置等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員鈴木一弘君提出物価等政府の経済財政運営に関する質問については、各項目について重要な問題を含んでおり、慎重に検討する必要があるため、来る九月五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

輸出保安売掛金経理臨時措置法を廃止する法律案

中小小売商業振興法案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

知作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

国会職員法等の一部を改正する法律案

同日議長は、去る八月十八日逝去された元衆議院議長益谷秀次君に対し、左の弔詞を贈呈した。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられた国務大臣としての重責にあたられました

従二位勲一等益谷秀次君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。

組合の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

知作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案

同日議長は、去る八月十八日逝去された元衆議院議長益谷秀次君に対し、左の弔詞を贈呈した。

さきに衆議院議長として憲政の発揚につとめられた国務大臣としての重責にあたられました

従二位勲一等益谷秀次君の長逝に対し参議院を代表してつつしんで哀悼の意を表しうやうやく弔詞をささげます

同日議長は、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 杉山善太郎君

運輸委員 加瀬 完君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 加瀬 完君

運輸委員 杉山善太郎君

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 加瀬 完君

運輸委員 杉山善太郎君

去る三日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 鈴木 強君

運輸委員 伊部 真君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員	伊部 真君	同日内閣から左の答弁書を受領した。	外務委員	萩原幽香子君	て深甚なる謝意を表するものであります。
運輸委員	鈴木 強君	参議院議員鈴木一弘君提出物価等政府の経済財政運営に関する質問に対する答弁書	文教委員	松下 正寿君	同日内閣総理大臣から議長宛、運輸省船員局長佐田俊一君外一名(去る四日議長承認)を第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。		参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における土地改良事業等の推進に関する質問に対する答弁書	農林水産委員	向井 長年君	去る六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(板川正吾君外九名提出)		同日内閣総理大臣から議長宛、去る八月三十一日付をもつて運輸省海運局長佐原亨君は海上保安庁長官に任命され、また同日付をもつて運輸省船員局長丸居幹一君、海上保安庁長官野村一彦君はそれぞれ退職したので政府委員はいずれも消滅となつた旨の通知書を受領した。			
去る四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。		同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。	委員派遣変更承認要求書		
法務委員	伊部 真君		昭和四十八年八月三十日提出し、同月三十一日議長承認を得た武蔵野線の輸送状況の現地調査を行なうための委員派遣承認要求書中、派遣委員「江藤智、木村睦男、小柳勇、高橋邦雄、瀬谷英行、森中守義、木島則夫」とあるのを「江藤智、小柳勇、岡本悟、高橋邦雄、瀬谷英行、森中守義、木島則夫」に変更いたしたい。		
文教委員	金井 元彦君		右の通り承認を求めます。		
同	萩原幽香子君		昭和四十八年九月五日	参議院議長 河野 謙三殿	
農林水産委員	向井 長年君			同日メキシコ合衆国上院議長エンリケ・オリヴァレス・サンタナ閣下から議長宛、左の謝電を受領した。	
運輸委員	鈴木 強君			この度、わが国に災害をもたらした地震に際し、貴国参議院を代表して表明された貴下の御同情に対し、私はメキシコ合衆国上院を代表して	
建設委員	竹内 藤男君				
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。					
法務委員	鈴木 強君				
文教委員	竹内 藤男君				
同	向井 長年君				
農林水産委員	萩原幽香子君				
運輸委員	伊部 真君				
建設委員	金井 元彦君				

大蔵委員

森 元治郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

黒柳 明君

外務委員

森 元治郎君

同

浅井 亨君

大蔵委員

西村 関一君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

長谷川 仁君

交通安全対策特別委員

田淵 哲也君

同

小笠原貞子君

科学技術振興対策特別委員

森 元治郎君

同

成瀬 幡治君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

山崎 五郎君

交通安全対策特別委員

木島 則夫君

同

渡辺 武君

科学技術振興対策特別委員

川村 清一君

同

瀬谷 英行君

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつ

て議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律案

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

外務省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律案（稻村 佐近四郎君外五名提出）

同日衆議院から左の内閣提出案が回付された。

屋外広告物法の一部を改正する法律案

同日委員長から左の報告書が提出された。

船舶安全法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の国際コホア協定の締結について承認を求めるの件

議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律案

同日衆議院議長から、国会において承認すること

を議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十二年の国際コホア協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律

一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

萩原幽香子君

文教委員

松下 正寿君

運輸委員

木島 則夫君

通信委員

田淵 哲也君

議院運営委員

中村 利次君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員

松下 正寿君

文教委員

萩原幽香子君

運輸委員

田淵 哲也君

通信委員

木島 則夫君

議院運営委員

田淵 哲也君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

交通安全対策特別委員

木島 則夫君

同

渡辺 武君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

交通安全対策特別委員

田淵 哲也君

同

小笠原貞子君

琉球大学医学部設置等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月二十三日

喜屋武 眞榮

参議院議長 河野 謙三殿

琉球大学医学部設置等に関する質問主意書

一、琉球大学への医学部設置問題について

1 政府は、沖縄における医療危機の第一義的原因は何であると考えているか、類似県と比較してその実状を明らかにされたい。

2 沖縄の慢性的な医療問題を解決するためには地元での医師養成以外にないと考える。この観点から、琉球大学への医学部設置問題は「将来の課題」ではなく、直ちに具体化すべき問題だと思ふが、政府の計画はどうなっているか。

3 医学部設置の実現のために、仮りに問題となる課題が存在するとするならば、それは何か。また、地元の受け入れ体制で整えるべきことは何か。

4 文部省の医科大学設置調査会・琉大小委員会において設置問題が検討されているとのことだが、どのような角度から協議されているか。また、その結論はいつであるのか。

二、その他の医療対策について

1 沖縄と類似県の医療施設数・ベッド数等の現状を比較して明らかにされたい。

2 県立病院に救急及び地域医療が集中し、その施設・人事面で大きな支障をきたしている。そこで、さし当り県立医療機関の施設整備を急ぐべきであると思ふが、どうか。その計画、予算措置があるかどうか。

3 医療体制が後退した原因の一つには、旧那覇病院の医師等が琉大付属病院に移つたことがあげられるが、この緊急事態にかんがみ、当面琉大付属病院の医師・看護婦の増員をはかり、救急及び地域医療の業務拡大をすることができないかどうか。

4 厚生省の医師派遣は大きな役割を果し現地で大へん感謝されている。ところが、派遣医師の人数を増員すること、滞在日数を長くすること、配置を本島の病院に片寄せせず宮古島、八重山島にも適切に行うこと、などが要

望されているが、これらの点に関し厚生省の方針を伺いたい。

5 類似県の四分の一といわれている看護婦の養成は医師とやらんで急務である。ところで、国立の准看護婦養成所が開設されたが、沖縄には進学コースがないため准看の本土への流出現象がおきている。そこで、琉大保健学部臨床看護婦の養成機関を設置すべきと考えられるが、どうか。

6 医師、研修生の研究機会を保障することが、当面の医師確保策として必要である。そこで、沖縄の研修制度及び研修設備を早急に充実すべきであると思ふが、その施策があるか。

7 沖縄には国立の総合的な医療施設がないため、病種によつては本土治療へ出かけることになり大きな経済的負担を強いられている状況である。前述した如く、類似県の半分にも達しない医療体制の貧困や地理的条件等を考

慮すれば、長期的・総合的視野に立ち、国立総合病院の建設を計画すべきであると思ふが、どうか。
右質問する。

昭和四十八年八月三十一日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出琉球大学医学部設置等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出琉球大学医学部設置等に関する質問に対する答弁書

一、について

1 沖縄県の医療水準は、医療施設及び医療従事者の整備が遅れたこと並びにその地理的条件もあつて、本土の類似県に比し相当低位にあるものである。

2 琉球大学医学部設置の問題については、昭

和四十一年総理府に置かれた琉球大学医学部設置問題懇談会で調査検討の結果、医師養成は当面本土で行い、先ず看護婦等の医療従事者を沖縄で養成することとし、昭和四十四年に保健学部が設置され、更に昭和四十七年（復帰時）に同学部附属病院が開設され、現在に至っている。

ちなみに前記の医師養成の施策として、昭和二十八年以来、国費により本土の医学部に沖縄の学生を受け入れている。なお、その受け入れ数は、昭和四十八年までに六八一人であり、まだ在学中の者も多いが、昭和四十七年までに一〇七人が帰還している。

医学部の設置については、昭和四十七年十二月に閣議決定した沖縄振興開発計画において、「沖縄県の医師の確保並びに医療水準及び医学研究の向上のため、必要な調査、条件整備を行つたうえで医学部の設置をはかる」としてあり、これに従い、昭和四十八年

度、文部省において調査研究を行つてゐるところである。

3 琉球大学医学部設置に際し問題となる課題は、敷地の確保、教員及び看護婦等医療技術者の確保、系統解剖体の確保、病理解剖の協力、卒業者の沖縄県への定着方策等の諸問題があり、これらは他の無医大県に比し一層困難である。なお、当面は、国費沖縄学生で医学部卒業者の沖縄県への定着方策を沖縄県において講ずることが、緊要の課題である。

4 文部省に置かれた医科大学等設置調査会医学部部会琉球大学小委員会においては、医学部設置に必要な諸条件の解決方法、医学部と既設保健学部及び同附属病院との関係、医学部の性格・構想及びその他設置に関する諸問題について、調査研究を行つてゐる。なお、本年度中に報告を得られる予定である。

二、について

1 沖縄県と人口等の点で類似する宮崎県、佐

賀県、高知県、徳島県及び島根県とを比較した場合、沖縄県の医療施設数はこれらの県の

約二分の一、病床数は三分の二ないし三分の一となつてゐる。

(注)

沖縄県の医療施設数及び病床数の類似県比較

(昭和四十六年末現在)

	沖 縄	宮 崎	佐 賀	高 知	徳 島	島 根
医療施設数 (人口一〇万対比)	四四七 (四六・七)	九二八 (八九・七)	九六四 (二八・四)	八五三 (二〇・五)	八三三 (二〇・七)	八六六 (二二・八)
病床数 (人口一〇万対比)	七九七 (三二・三)	一七二三 (六九・四)	一四七三 (七九・三)	一九〇〇 (四四・〇)	二二九六 (五二・五)	一〇四七 (二七・一)

2 県立病院の整備については、昭和四十七年

度においては、予算において中部病院の病棟、宮古病院及び八重山病院の外来診療棟並びにこれらの病院の医療機械の整備について、更にがん診療及び救急医療の確保を図るため、中部病院のがん及び救急部門の整備について、それぞれ助成措置を講じたほか、これらについて地方債措置をも講じ、その推進を図つてゐる。そのほか、県立のへき地診療所の施設整備に対し予算及び地方債の措置を

講じ、その助成を行つた。

また、昭和四十八年度においては、予算において、名護病院の病棟及び那覇病院の医療機械並びに県立のへき地診療所の施設整備に對し助成することとしてゐるほか、これらについて地方債措置をも講ずることとしており、今後とも県当局の計画を十分勘案して沖縄県の医療体制の整備を推進したい。

3 琉球大学保健学部附属病院は、昭和四十七年度より三年計画で教育研究病院として整備

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号

質問主意書及び答弁書

八七八

中であり、看護婦等の配置途上にあること、また、医師の確保が困難なことから定員が満たされないことなどのため、病院全体が必ずしも十分には運営されない面があるが、既に地域医療部の設置をみており、昭和四十九年度には整備計画も完了し、更に救急体制の整備も図る予定である。

4 沖縄県への医師の派遣は県からの要望に基づき、県立医療機関等への派遣及び臨床研修病院である中部病院への指導医の派遣につき派遣計画をたてて行うこととしている。

地域診療に直接携わる医師については、三か月から一年の長期滞在を行い、臨床指導医については、指導内容により二週間から一か月程度の滞在となっているが、派遣医師の人数、滞在日数及び配置については、医師派遣の効果的運営を図るべく、沖縄県と連絡のうえ適切な措置を講じてまいりたい。

5 琉球大学保健学部は、看護婦養成学校とし

ての指定を受けて看護婦の養成を行つてゐる。なお、看護婦養成数の増大については、国としても今後努力したい。

6 沖縄県における医師の研修については、中部病院を臨床研修病院として指定し臨床研修費の助成を行つてゐるほか、同病院の施設設備の整備を進め、更に前述の指導医の派遣を行つてゐるところであるが、今後とも医療機関の整備と相まつて医師の研修体制の充実を図つてまいりたい。

7 沖縄県には、現在、琉球大学保健学部附属病院のほか結核一、精神一、らい二、計四か所の国立療養所を設置しているが、なお将来における医療需要を十分勘案して検討したい。

物価等政府の経済財政運営に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提

出す。

昭和四十八年八月二十三日

鈴木 一弘

参議院議長 河野 謙三殿

物価等政府の経済財政運営に関する質問主意書

一、昭和四十八年度のわが国経済は、景気が過熱し、卸売物価、消費者物価がともに、対前年同月比一〇パーセントを超えて上昇し、しかも月を逐つて上昇率が高まる傾向にある。七月の卸売物価は、一年前に比べて一五・七パーセントもの騰貴となつてゐる。このように最近の物価動向は、上昇率においても長期上昇持続の点においても、戦後の混乱期を除いては経験したことのない異常高騰の事態が生じてゐる。

政府は、四月以来三回にわたる公定歩合の引き上げ、公共事業費関係予算の年度内調整等の対策を実施したが、所期の効果が上らないばかりか、事態情勢はむしろ解決困難の度を加へてゐる。

さらに四十八年度に入つてからは、国際収支の動向も従来とは様変りの状況で、今後の動向が大いに注目されている。

以上のようにインフレの昂進を中心に経済運営が困難性を増している現状を、政府はどのように把握し、これにどう対処するのか。政府の見解と対策を明らかにされたい。

二、経済見通しの改定と経済運営の態度変更について

1 昭和四十八年度の政府経済見通しは、物価を中心に主要経済指標に大きな狂いが生じ、当年度の政府の政策運用の指標としての意味を失つてしまつてゐる。

また、経済見通しの指標を念頭において運用されることになつてゐた経済運営の基本的態度にもとうぜん変更が加えられるべきである。

政府の施策を国民に知らせ、国民の理解と協力を得ることが、民主主義国家としての在り方ではなければならない。その点からも、経済見通しの改定を早急に行うべきであると考え、政府の考えを伺いたい。

2 百歩譲って経済見通しの改定が例年通りに次年度予算編成時まで延びるようであるならば、主要項目についての暫定改定指数、当面している緊急の経済運営課題を明らかにすることが、国民への義務からしても次善の策として必要と考えるがどうか。

3 (1) 政府の当初見通しとの乖離が著しく、今後の経済運営のキーポイントとなつてゐる物価について政府はどういう見通しをもつてゐるか。当初見通しと現状の乖離の原因並びに今後の対策を具体的に述べられたい。

(2) さらに田中総理の「秋には物価を安定させる」との約束は再確認できるかどうか。

三、喫緊を要する物価安定対策について

1 政府は公定歩合を引き上げ、総需要を抑制して、物価の安定を図ろうとしてきたが、複雑な要因がからまり、その効果が上つていない。

(1) 金融引締め効果をどう判断しているか。

(2) さらに今後の物価安定策は従来のまま行うのか。

(3) 新規施策を行うのか。行うとしたらその内容を明らかにされたい。

2 景気過熱の原因の一つが、四十七年度大型補正予算、四十八年度超大型予算にあつたことは間違いないにもかかわらず、政府はこれまでに公共事業費の年度内調整という微温的手段に終始してきた。この際、公共事業費の削減か、翌年度繰越しによつて、財政面から引締め政策に資するべきだと思ふが政府の所信を質したい。

3 物価の異常高騰からみて、国鉄運賃値上げ

は中止するとともに、私鉄運賃、航空運賃、電力料金等現在値上げ申請の出されているものを凍結するとともに、公正取引委員会の機能を活用して、不公正な協定または協定と推定されるような値上げの取締りを行い、総力を挙げて物価安定に取り組むべきであると思ふが、政府の決意のほどを伺いたい。

4 鉄鋼、塩化ビニール等に見られるように、品不足現象によつて値上がりするものが増える傾向にある。一部には建設工事をインフレによつて中止せざるを得ないといった状況もみられる。こうした品不足経済にどう対処するのか示されたい。

5 なお、先に通産省が調査した四十三品目の需給状況を明らかにするとともに、実効ある対処策を明らかにされたい。

四、財政運営について

1 (1) 昭和四十八年度の租税収入は非常に好調で、年度内の自然増収は史上最高の一兆円

を超えるものと思われるが、政府の見通しを伺いたい。

(2) また、年度内自然増収の使い方についてであるが、政府は巨額な自然増収で基金制度を設け留保するとの構想が伝えられているが、そうした措置をするのかどうか。

(3) 税の取り過ぎとインフレ被害の観点からは所得税の年度内減税を行うべきだと考えるが、政府の意思はどうか。

2 四十八年度公共事業費の上期契約率を四九・三パーセントに落したにもかかわらず、その財源である国債は逆に上期に集中して発行することになっているほか、一兆円もの年度内自然増収が予想されるのに国債の全額発行を行うことにしていると伝えられる。しかし、このことは名は建設国債でも、その運用実態は異なつた目的を指向していることとなる。

四十八年度国債の性格ならびに運用に変更

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号 質問主意書及び答弁書

を加える方針なのか否か伺いたい。

3 インフレの昂進に伴つて、社会保障関係費、とくに生活扶助費、各種更生援護施設や収容施設等々への費用の単価が実質的に減価し、当初予算の国の施策が実行でき難いことは明らかなので、福祉重視の観点からも追加補正予算を計上すべきであると考えるが、政府の対策を質したい。

4 ならびに、地方公共団体の事業も、物価高騰のため中止、遅延をやむなくしているものもでている。政府は、補助単価の引き上げ、交付税率の引き上げを早々考え実施すべきと思ふがどうか。

昭和四十八年九月四日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員鈴木一弘君提出物価等政府の経済財

政運営に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員鈴木一弘君提出物価等政府の経済財政政運営に関する質問に対する答弁書

一、について
本年初来、公定歩合の引上げ、預金準備率の引上げ、公共事業等の施行時期の調整等、財政金融面から総需要抑制を強めてきているが、民間設備投資、民間住宅投資等の需要は引き続き旺盛に推移している。他方、生産、出荷も依然高い伸びを続けているが、生産面の制約もあつて需給ひつ迫の度合は一段と強まっている。
このようななかで、卸売物価は根強い実需の増大や海外素材高等を背景に騰勢を強めており、また、消費者物価は卸売物価の上昇等を背景に依然として根強い騰勢を示している。
一方、国際収支面については、旺盛な海外需要、ドルベース輸出価格の上昇等によつて輸出

は根強い伸びを示しているが、輸入が、景気拡大や輸入構造の変化等によつて急増していることに加え、海外インフレーションの進行等により輸入価格が急上昇していることもあつて急激に増勢が加速している。このため、貿易収支の黒字は逐月縮小し、長期資本収支の大幅赤字も加わつて、総合収支は、三月以来、月間十億ドル前後の赤字が続いている。

銀行貸出増加額の鈍化や貸出金利の上昇等引締め政策の効果は、金融面に次第に浸透してきているものとみられるが、需要の実勢や物価の騰勢はなお根強く、このような情勢に対処して、今回、財政金融両面からの総需要抑制策の一段の強化、設備投資、建築投資の抑制等を内容とする物価安定緊急対策を決定したところである。

今後は、これまでの諸対策の効果もあいまつて、経済は次第に安定の方向に向い、また、物価の騰勢も鎮静化していくものと期待している

が、政府としては、経済特に物価の動向を慎重に見守り、今後とも機動的、弾力的な政策運営を行つてまいる所存である。

二、について

1及び2 昭和四十八年度に入つてからの経済の実勢は設備投資、住宅投資関連指標の動向や生産・出荷等の状況からみて引き続き拡大基調が続いているものとみられる。また、物価も需要の増大に輸入価格の高騰という海外要因等も加わつて卸売、消費者物価とも根強い騰勢を示している。

一方、国際収支については、景気の拡大等により輸入が急増しており三月以降経常収支はほぼ均衡し、これに長期資本収支の赤字が加わつて総合収支は赤字が続いている。

本年度の政府の経済運営の基本的態度は物価の安定と国際収支の均衡を図りつつ長期的視点から国民福祉の充実を促進することであり、国際収支面については急速に大幅黒字が解

消され、また、国民福祉充実のためには各種の施策が講じられつつあるが、前述のような物価の動向にかんがみ本年初来数次にわたる公定歩合や預金準備率の引上げ、公共事業等の施行時期の調整等財政金融面から需要の抑制に努めてきており、更に今回物価安定緊急対策を決定したところである。

これら諸対策の効果は、今後実態経済面にも浸透してることが期待される。

今後の経済見通しについては、当面これらの諸対策の効果の浸透度合を見極める必要があり、かつ、今後の国際通貨動向、世界経済の動向等なお流動的な要因もあるのでこれらの推移を慎重に見守る必要があると考える。

なお、政府としては今後とも物価の安定を最優先の課題として、機動的、弾力的な政策運営を行い、経済を政府見通しの意図する息の長い安定した成長路線に定着させるとともに物価の安定に努めてまいる所存である。

3 (1) (イ) 政府は本年一月六日、昭和四十八年度の経済見通し策定に際し、物価に関する見通しを政策目標として策定した。

その後、予想以上に急速な景気の拡大、海外における農産物の不作、海外諸国のインフレ含みの景気の拡大、一部商品に対する投機的需要等により、現在の物価上昇がもたらされたものと考えられる。

(ロ) 政府・日銀は、従来から物価の安定を政策の最重点課題として、公定歩合、預金準備率の引上げ、公共投資の施行時期の調整や輸入の積極的拡大等の諸対策を積極的に推進してきた。

また、価格高騰物資については、緊急輸入、生産増強等の措置をとるとともに、投機的動きに対しては、「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の対象物資に指定して、これに対処している。

(ハ) 更に現下の物価情勢にかんがみ、今般「物価安定緊急対策」として、財政執行の繰延べ、金融の一層の引締め、民間設備投資及び建築投資の抑制、消費者信用の調整、個別物資対策の強化からなる対策を決定したところである。

(2) 前記(1)の諸対策の効果は、今後卸売物価を中心に次第に現れてくるものと期待しているが、物価情勢には引き続き十分な警戒を払い、今後とも諸般の物価対策を強力に推進することにより物価安定を図つてまいる所存である。

三、について

1 (1) 本年一月以降の数次にわたる金融引締め措置により、金融面では市中貸出金利の上昇、企業の手許流動性の低下等引締め効果がかなり認められるに至つていたが、経済実体面においては、民間設備投資を中心に需要が引き続き堅調に推移し、物価の騰勢

も一向に衰えをみせていない状況にある。

このような情勢にかんがみ、この際一段と引締めの強化を図り、従来の引締めの効果を経済実体面に早急に浸透させることが肝要であると考え、今回公定歩合の大幅引上げをはじめ、準備率の引上げ、窓口指導の一段の強化等の措置がとられることとなつたものである。

これにより、今後総需要の抑制には十分な効果を発揮してゆくものと考えている。

(2) 政府は、従来より物価の安定を最優先の課題として、これまで各種の対策を講じてきたところであり、今後、諸対策の効果が次第に現われるものと期待しているところであるが、なお引き続き物価動向には十分警戒し、物価安定のための諸施策を推進してまいりたい。

(3) 政府としては、従来から、財政金融政策

による総需要の管理、価格高騰物資に対する個別対策等物価安定のための諸施策を強力に推進してきたところであるが、更に、今般、物価安定緊急対策として、財政執行の繰延べ、金融の引締め、民間設備投資、建築投資の抑制及び消費者信用の調整等物価対策の一段の強化を図つたところである。

2 物価の上昇等経済の根強い拡大基調に対処するための総需要抑制策として、財政面からも、既に、二度にわたり、公共事業等の施行につき、上半期の契約を抑制する措置をとつてきたところであるが、最近における物価の状況等経済情勢の推移にかえりみ、総需要抑制のための総合的施策の一環として、財政面からの抑制措置を更に強化することとし、去る八月三十一日閣議決定を行い、財政投融资対象事業を含め、財政の執行の繰延べ措置を講ずることとした次第である。

3 (4) 公共料金については、従来と同様、極力抑制的に取り扱うこととし、真にやむを得ないものを除きその引上げは認めない方針で対処していくこととした。

なお、国鉄運賃の改定についてはその財政状況等を勘案するとやむを得ないと考え

(4) 価格協定等の独占禁止法違反行為については、公正取引委員会において厳正な審査を行い、規制措置を講じているところであるが、なお一層有効適切な規制を図るべく、今後とも公正取引委員会の機能の強化に努めてまいりたい。

4 今回のような深刻な品不足は、世界的な好況により輸入原材料需給がひつ迫したこと、国内供給面において、一部工場の事故、全国的な異常渇水、公害問題等により予期された増産が達成されなかつたことなどが大きく影響している。しかしながら、今日の品不足を

招いた根源的背景は、経済の拡大テンポが予想外に大きかつたこと、すなわち、昨年秋季からの景気上昇が急テンポであり需要が急激に拡大したためであると考えている。

このため、政府としては本年初めから、総需要抑制措置を講じてきたところであるが、生産の上昇にもかかわらず、なお物資の需給は広範にひつ迫しており、これを緩和するため、八月二十九日に公定歩合及び預金準備率の第四次引上げを実施するとともに、更に八月三十一日の物価対策閣僚協議会において財政執行の繰延べ、民間設備投資及び建築投資の抑制、消費者信用の調整等総需要の抑制を一段と強化することとしたものである。

同時に需給のひつ迫している物資の供給の増大についても、業種の実態に応じ、生産の増大等に全力をあげて取り組むよう業界を指導しているところであるが、その際中小企業者への供給を確保することが特に必要である

ので、小形棒鋼をはじめとする各種鋼材、塩化ビニール電線、塩化ビニール管及び紙・板紙について、あつせん相談所を開設する等の措置を講じてきたところである。また灯油については「生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の特定物資として追加指定することとした。

今後とも、その他の需給ひつ迫物資を含め、適確な需給見通しの下に、増産、輸入の促進、内外需の適切な調和、小口需要者に対する供給の確保等業種の実態に即して所要の需給調整措置を講じてまいることとしている。

5 通産省が七月時点で調査した四十三品目の需給状況は以下のとおりである。

製造段階における製品の需給動向をみると、「緩慢」、「やや緩慢」とみられる品目が十二％、「安定」とみられる品目が三十三％であり、「ややひつ迫」「ひつ迫」とみられる

品目が五十五%となつてゐる。

需給のひつ迫は多方面に及んでいるが、特に原材料や部品の確保に、い路があるとするものが多い。

今回の品不足は、世界的な好況により輸入原材料需給がひつ迫したこと、国内供給面において一部工場の事故、全国的な異常高水、公害問題等により予期された増産が達成されなかつたことなどが大きく影響している。しかしながら根源的背景は経済の拡大テンポが予想外に大きかつたこと、すなわち昨秋からの景気上昇が急テンポであり、需要が急激に拡大したためであると考えられるので、政府においては総需の抑制の一段の強化を図ることとし、また生産の増加等供給の拡大に努めるとともに、問題物資については適確な需給見通しの下に増産、輸入の促進、内外需の適切な調和、小口需要の確保等、業種の実態に即して、所要の需給調整措置を講ずることとし

ている。

四、について

1 (1) 本年六月末における税収の進捗状況は、一般会計分で、前年同月を三・二ポイント上回つており、順調に推移してきているものと考えられる。従つて本年度においては、当初予算額に対して相当の幅の増収が生じることが確実であると思われる。しかしながらこの進捗状況は、六月までのわずか三か月分であり、また、経済諸状況の今後の動きが注目されることであるので、増収の具体的な額を見通すことは、現段階では困難である。

(2) 本年度における自然増収の取扱いについては、歳入面における自然増収見込み、歳出面における追加財政需要見込みのいずれをとつても、なお、極めて流動的な要因が多く、確定的な見通しをたてることが困難な状況にあるので、現段階では、まだ具体的な

的な構想は持つていない。

(3) 所得税の減税は、国の財政運営の基本に關連する問題であり、これに關する政策決定は予算編成の際に財政需要、財源事情等をも勘案しつつ財政金融政策全般の見地から総合的に検討すべき問題である。

また、所得税の課税最低限を考えるに当たつて、物価の状況についても配慮すべきことは当然であるが、このことは一年一年を区切つて判断するのではなく、ある程度の期間を区切つて判断すべき問題であり、年度内減税は考えていない。

2 (1) 国債の月々の発行額については、従来から、国債の円滑な市中消化を図るため、その時々金融情勢等を勘案しながら、例えば資金余剰期には発行額をふやすなど、弾力的に決定してきている。本年度においても、このような考え方に従い、資金の大幅な散超期である四月、五月に集中的に国債

発行を行つたところである。国債の発行については、このように、その時々金融情勢等に應じて行つ必要があるもので、年度途中における国債発行実績は、必ずしも、公共事業の進捗率に合致することにはならない。

(2) 国債の年度間発行額については、従来から、経済情勢等に應じて弾力的に調整することを原則としてきており、本年度においても、今後、自然増収等の見極めがついた段階で、国債の減額等についても検討を行うことになる。

(3) 以上述べたように、建設国債としての性格やその運用について、従来からの考え方を改めることは特に考えていない。

3 御趣旨の点については、当面なお物価の動向とそれが生活保護世帯及び社会福祉施設入所者等の生活に与える影響を見極めつつ、検討してまいりたい。

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号 質問主意書及び答弁書

4 (イ) 昨春秋以降の資材費等の値上りに伴う事業費の増大については、昭和四十八年度予算の実行段階において公営住宅、改良住宅及び公立文教施設の国庫補助単価を引き上げる等事業の執行に支障を生ずることのないよう所要の措置を講じてきているところである。

(ロ) 地方交付税の税率については、地方財政の安定性を確保する見地からこれを変更せず昭和四十一年度以来現在に至るまで据え置かれてきたが、その間の経済成長に伴つて、地方交付税の総額は順当な伸びを示し、地方財政の体質改善に寄与してきたところである。

もとより地方財政については、今後の経済情勢や財政環境の推移、特に地方財政需

要の動向を見守りながら、その運営に支障を生ずることのないよう適切な措置を講ずることが必要であるので、今後とも地方税、地方交付税、地方債等を総合的に勘案しながら必要な地方財源の充実を期することとしたい。

沖縄における土地改良事業等の推進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和四十八年八月二十七日

参議院議長 河野 謙三殿

喜屋武貞榮

沖縄における土地改良事業等の推進に関する質問主意書

沖縄の農業は、二十数年にわたる軍事優先の米軍統治、琉球政府(当時)の財政的貧困などの理由から、未だに零細経営を脱しきれないであり、政府の援助を受けて土地改良事業、機械化をすすめ、早急に近代化を確立しなければならない。このことを前提に次の点を質したい。

一、基幹農道採択基準の引き下げについて

1 沖縄における現行の基幹農道事業の採択基準は、面積三〇〇ヘクタール、長さ五、〇〇

〇メートル、幅員四メートル以上となつてい

るが、この基準はどのような取り決めで定め

られているのか。また、事業の内容等によつ

ては採択基準を引き下げることができるかど

うか。

2 農業の近代化を進めるにあつて農道整備は必須条件である。ところで沖縄の場合、①

地理的に起伏が多い②大小四十六の離島群である③農家一戸当たりの保有面積が極度に小さい(約七反)、などの状況のため基幹農道の整備を行いたくても基準面積に満たない例が多い。

そこで、基準面積を五〇ヘクタールに引き下げ、多くの農家、自治体がいきつて事業を推進できるようにすべきである。政府の所見を伺いたい。

二、は場整備事業施工期間中の休耕補償について

1 現在、は場整備及び土地改良事業の施工期

間中の休耕補償が行われている事例のあるこ

とを聞くが、どうなっているか。その作物及

び補償の内容等を明らかにされたい。

2 甘蔗、パインは本土の米作に相当する沖縄の基幹作物であるが、近年、農業人口の急減

のため省力化、機械化の推進、国際競争力の強化に迫られ早急には場整備事業を確立しなければならぬ。

ところが、この整備事業の期間中は休耕状態におかれ、これらの作物に依存している農家の収入は皆無となるので、なかなか事業推進はかどらない。

そこで、甘蔗、パイナップルなどの基幹作物については実情に応じて休耕補償を行い、ほ場整備事業をはかるべきと考えるが、どうか。

右質問する。

昭和四十八年九月四日

内閣総理大臣 田中 角榮

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における土地

改良事業等の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における

土地改良事業等の推進に関する質問に対する答弁書

一、について

1 及び 2 沖縄における農業基盤整備の推進については、沖縄振興開発計画の方針を尊重のうえ地元の要望と地域の実情に即した事業の実施を行つていゝところであるが、基幹農道事業については、広域営農団地農道整備事業に相当する事業として助成することとしたものであり、その際、沖縄の実情をも十分考慮して採択基準を定めていゝ。

また農道整備事業には、基幹農道事業のほ

かに一般農道事業、農免農道事業等の各種事業があるが、これらにおいては必要に応じて採択基準も引き下げられており、これらの各種事業を活用することにより強力に農道網の整備を図つてまゐる所存である。

二、について

1 及び 2 土地改良事業の工事施行に当たり必要な道水路敷等公共用地の使用等に際して行う作物補償は別にして、工事施行に伴う不付について一般的に休耕補償を行つていゝ事例は承知してない。

畑地の土地改良事業を実施するに当たつては、植栽作物への影響を極力避けるよう特に配慮していゝところであり、今後とも畑地の土地改良事業の推進に当たつては、この点に十分留意してまいりたい。

なお、一般的な休耕補償ということではないが、米生産調整対策の一環として水田に係る土地改良事業の通年施行については、米生産調整奨励補助金の交付の対象とされていゝ。

しかし、ほ場整備事業について休耕補償を一般的に行うということは非常に難しい問題であり、今後なお慎重に検討してまいりたい。

昭和四十八年九月十日 参議院會議録第三十二号

八八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部五十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷
電話 東京 五八二 四四二(大)